

令和 6 年舟形町議会
第 4 回定例会会議録

舟形町議会

令和6年第4回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年11月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月4日 午前10時

応招議員(10名)

1番 伊藤 廣 好

6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹

7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光

8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一

9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文

10番 斎 藤 好 彦

不応招議員(なし)

令和6年12月4日（水曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年第4回舟形町議会定例会第1日目

令和6年12月4日水曜日

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 湊 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会 計 管 理 者 沼 澤 伸 一	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	デジタルフースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住 民 税 務 課 長 豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志	主 任 沼 澤 靖 子
事 務 補 助 員 大 場 正 江	

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長あいさつ並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第4回舟形町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。2番叶内昌樹議員、6番石山和春議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

4番 おはようございます。

それでは私から、去る令和6年11月27日に開催の議会運営委員会において、令和6年第4回舟形町議会定例会の会期について協議いたしましたので、ご報告いたします。

令和6年第4回舟形町議会定例会の会期は、本日12月4日より6日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告をいたします。

以上であります。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、12月4日から6日までの3日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告につきましては、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告につきましては議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和6年第4回舟形町議会定例会に当たり、ご挨拶申し上げます。

議員各位には、時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、舟形町の未来を担う舟形中学校の3年生が傍聴に来ていただいたことに、心より感謝と御礼を申し上げます。いずれ、行政の立場、あるいは議会の議員としての立場として、この議場で舟形町のまちづくりに対して、皆さんの中から議員あるいは行政の立場で話していただけることを希望いたします。

さて、先般、JAより仮渡金について報告があり、各銘柄とも2万円を上回る金額となったようです。また、各業者さんの値段も2万円を超えているとの情報でありまして、凶作の平成15年以来21年ぶりの2万円台となり、稲作農家にとっては朗報となりました。

しかしながら、21年前と比較しますと、肥料等の資材や燃料、ポンプ場の電気代などが高騰している現在では、稲作農家の大幅な増益とはならないようであります。まして、7月25日の豪雨災害により、農地及び農業用施設などが甚大な被害を被ったため収量が減収したことや、災害復旧のための新たな経費も発生するなど、値上がり分を吸収してしまう農家もありそうであります。

そのような現状の中、県より示された来年度の生産の目安は、作付面積23ヘクタール増の792ヘクタール、率にしますと3%ほどの増産割当てであります。来年も2万円台の価格となることを期待しております。

次に、9月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 町制施行70周年第41回ふながた若鮎まつりについて

9月7日土曜日、8日日曜日に、町制施行70周年第41回ふながた若鮎まつりをアユパーク舟形において開催いたしました。

7月25日からの大雨の影響で河川が増水し、会場全体に土砂が流入したほか、洗掘による土砂の流出や崩落などの被害があり、一時は開催が危ぶまれましたが、多くの皆さんのご協力により開催にこぎ着けることができました。また、今年は災害により通行箇所が限られたことから、来場者の安全確保のため、会場内は通行規制を行い、シャトルバス対応としたところであります。

当日は天候にも恵まれ、昨年を超える2万3,000人の方が来場し、ゲストによる歌謡ショーや町芸術文化協会の発表などを楽しみながら、鮎の塩焼きをはじめとする舟形の秋の味覚を堪能されました。

若鮎まつり実行委員、シャトルバス用の駐車場をお貸しいただいた光生園様をはじめ、多くの関係者のご協力によりふながた若鮎まつりを盛大に開催することができましたことを、心から感謝を申し上げます。

(2) 令和6年度舟形町敬老祝賀式について

9月19日木曜日、令和6年度町敬老祝賀式を、斎藤議長をはじめ、総務文教常任委員の皆様にご臨席をいただき、中央公民館において開催いたしました。

出席された77歳の喜寿の方17名と、結婚50年を迎えた9組の金婚のご夫婦それぞれに、私から賀詞と記念品を贈呈して長寿を祝福いたしました。

また、9月26日木曜日には、米寿を迎えられた方々のうち34名の自宅を訪問して、直接賀詞の贈呈を行いました。

令和6年9月1日現在で、舟形町の数え100歳の百寿の方は4名、数え99歳の白寿の方は8名、数え88歳の米寿の方は46名、数え77歳の喜寿の方は70名、そして満95歳以上の方は66名いらっしゃいます。

皆様のますますの健康長寿をお祈りするとともに、引き続き、100歳元気プロジェクトによる検診や健康づくりへの支援を行い、町民の皆様の健康の長寿の延伸に努めてまいります。

(3) 舟形町スポーツフェスティバルについて

10月13日日曜日、第32回舟形町スポーツフェスティバルがB&G海洋センターをはじめ、6会場で開催され、7競技215名が参加されました。参加された皆様の熱いプレーに笑顔や歓声があふれ、各会場は大いに盛り上がりました。

(4) 町制施行70周年記念事業「由紀さおりさん 童謡で伝える会」について

10月18日金曜日に、町制施行70周年記念事業の一環として、歌手の由紀さおりさんによる「童謡で伝える会」が、年長と年中の園児と保護者を対象に、舟形ほほえみ保育園で開催されました。

由紀さんは、童謡の持つ力やすばらしさを多くの保護者に伝え、子育てに生かしてもらおうと、全国各地の保育園などを回って活動しており、園児や保護者は由紀さんの講話と歌声に耳を傾けました。

(5) 町制施行70周年記念給食について

10月25日金曜日、町制施行70周年記念給食として、地場産物のマッシュルームを使用したビーフストロガノフとジラズベリータルトの給食を提供し、子供たちからは好評でありました。

このメニューについては、当町出身のシェフから舟形の食材を生かしたメニューを考案していただき、調理方法を直接指導していただいたものであります。また、今年の全国学校給食甲子園では、全国から1,051校の応募がある中、当町は1次及び2次審査を通過し、初の県代

表に選出されました。3次審査となる北海道東北ブロック審査は惜しくも通過とはなりませんでしたが、

今後も、子供たちのためにおいしい給食の提供に励んでまいります。

(6) 町制施行70周年記念式典について

10月27日日曜日、舟形小学校体育館を会場に、147名の方からご臨席を賜り、舟形町町制施行70周年記念式典「想いは未来へ」を開催いたしました。

これまで70年の歴史を築いてこられた方々に感謝し、町への「想い」を今後80年、90年、100年と、未来へつないでいくための式典であります。

ステージ中央の大型LEDビジョンの配置や町公式YouTubeチャンネルでのリアルタイム配信など、デジタル技術を活用した特色ある式典となりました。

式典では、地域映画「想いは未来へ」の上映や、舟形小中学校の児童・生徒による未来へのメッセージ発表のほか、18名の児童・生徒とともに会場全員で舟形町民憲章の朗読を行いました。

当日は衆議院議員総選挙の投開票日と重なり、予定していた式典のスタッフも大幅な変更を余儀なくされましたが、町職員や会計年度任用職員及び舟形町振興公社職員のおもてなしの心での対応を十分に感じられたと列席者から好評をいただきました。

(7) 令和6年度自治功労表彰について

町政発展に貢献され、その功績が顕著で他の模範となる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式が、11月1日金曜日に中央公民館において行われました。

今年度は、町内会長や統計調査委員、農事実行組合長、衛生組合長、寄附行為の功績で、9名の個人と6企業を表彰するとともに、長年固定資産評価審査委員を務められた1名と、7月の豪雨災害に迅速な応急対応に尽力した建設業者3社に感謝状を贈呈し、功績をたたえました。

また、併せて行われた町制施行70周年記念特別自治功労表彰では、この10年間に於いて、町長、町議会議員、農業委員、町内会長、統計調査員、民生児童委員、また、農業振興、産業経済振興、社会福祉の推進、地域振興、寄附行為において長年における功績があった13名の個人と9つの企業・団体に表彰状を贈呈し、顕彰いたしました。

表彰を受けられた皆様には、それぞれのお立場で舟形町のため、地域のためにご尽力を賜り、改めて感謝を申し上げる次第であります。

(8) 舟形町東京友の会総会・町民まつりへの参加について

11月2日土曜日、東京都日暮里において、第32回舟形町東京友の会総会・町民まつりが開催されました。

当日は、県内及び最上各市町村の友の会などの関係者を含めた134人の方が参加されました。当町からは、私と斎藤議長をはじめ、町に関係する22名の方々が参加いたしました。

当日は、総会の時間をお借りして、町制施行70周年記念特別自治功労の表彰式を行い、前舟形町東京友の会の会長で現在は相談役の沼澤昭氏（一の関出身）に表彰状をお渡しいたしました。

その後の町民まつりでは、町制施行70周年記念地域映画「想いは未来へ」の上映や、当町長沢出身の矢沢澄男さんによる歌謡ショーに加え、町やもがみ南部商工会舟形支部、有限会社舟形マッシュルーム、その他関係者から提供された特産品などが当たるお楽しみ抽せん会が行われ、会場は終始にぎやかな雰囲気になりました。最後は全員で唱歌「ふるさと」を歌い、再開を約束し閉会となりました。

（９）町制施行70周年記念事業「もみじの森プロジェクト事業」植樹式について

11月9日土曜日、舟形小学校の旧学校林、場所はひだまりタウンの南側になりますが、において、町制施行70周年を記念し、もみじの森プロジェクトの植樹式を行いました。

舟形第3町内会からは、児童及び園児を含む7家族など合わせて28人が参加し、景観向上のためのヤマモミジを10本植樹いたしました。モミジの代表とも言えるヤマモミジは、春の芽出し、夏の緑葉、秋の紅葉、落葉後の寒樹姿など見どころが多く、一年中楽しめる樹木であります。

来年以降も、地域住民の皆さんと協力して毎年植樹を続けながら、もみじの森づくりを進めてまいります。

（10）YAMAGATA Youth Summitについて

11月10日日曜日、町中央公民館3階ホールを会場に、約50名の参加の下、YAMAGATA Youth Summitエリアセッション「戻ってきたいまちづくりを考える～町制施行70周年から始まる未来予想図～」を開催いたしました。

YAMAGATA Youth Summitは、海外に向けた山形の存在感を高め、若者や外国人にとって魅力的な山形県の実現を考えるためのイベントであります。山形県が主催となり、町制施行70周年を機に当町での開催に至ったものであります。今年度は南陽市、庄内町、山形市でも開催されました。

パネリストとして、新庄北高等学校の伊藤奏和さん、高校生ボランティアサークル「ふなっ子」の加藤つばきさん、八鯨なつみさん、東北農林専門職大学の坂本優稀さん、舟越美咲さん、元舟形町AL^{〜イグランドライアン}Tの平具蘭土来安さんらが参加し、意見交換を行いました。

イベントの後半では、会場の参加者もホワイトボードに書き込んだ意見を発表し合うなど、町に対する思いや若者の移住定住政策の推進に向けて参考となる意見をたくさんいただきました。

(11) 東北農林専門職大学応援組織設立発起式について

11月21日、東北農林専門職大学の大講義室において、同大学を応援する組織設立の発起式が開催されました。

山形県知事、学長、県農林水産部長、最上総合支庁長など約250人が出席する中、設立発起人の山形県農業協同組合中央会の折原会長をはじめ、県内農林業団体の代表者、最上地域の市町村長により、同大学を応援する組織を新設する方針が報告されました。

学生の教育活動や就農・就業支援を通して、本県農林業の持続的発展と地域活性化を図ることとしております。

(12) 令和6年度第2回町内会長会議について

11月25日月曜日、福祉避難所としてにおいて、令和6年度第2回町内会長会議を開催いたしました。

町内会長会議は例年4月と11月に開催しており、今回の会議では、これからの降雪期に向け、地域整備課地域強靱化対策室から町道除雪の概要と、健康福祉課からは高齢者等除排雪サービスの概要、まちづくり課からは地域支え合い除排雪活動支援事業などの雪対策関連事業を中心に説明を行いました。

今年度から新しく町内会長になられた方々もいる中で、各事業に対しての質問にも丁寧な説明を行い、自助・共助・公助の精神に基づく降雪期における町内の安定した生活環境の維持について、町内会長の皆さんと情報の共有を図りました。

以上、12件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、承認案件について2件、一般会計及び特別会計補正予算について4件、条例の制定について3件、指定管理者の指定について2件、以上11件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

3日間、よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。3番荒澤広光議員。

3番 おはようございます。それでは、さきの通告書に従い、一般質問を行います。

主題の1つは、「日本一のおいしい給食事業の継続は」、2つ目は、「町内商店閉店に伴う対応策を」と題し、行います。

給食事業に関しましては、平成30年度から今年度までの児童・生徒数の推移、賄い材料費の推移が見える資料を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは1点目の「日本一のおいしい給食事業の継続は」。

本町の学校給食は、四季折々の地元の旬な食材や伝承野菜、地域に伝わる郷土料理などを提供し、子供たちに舟形の豊かな食文化、郷土愛を醸成し、生産者へ感謝の心を育む目的で、日本一のおいしい給食食育推進事業を行っていると思います。

事業を振り返り、課題や今後に向けて検討をしなければならない項目もあると思います。

①過去の実績を振り返ってみますと、予算に対して執行率が全体的に低い要因はなぜなのか、お聞きいたします。

②全国的に物価が上昇している中、賄い材料費は、平成30年度決算額221万円に対し、保護者の給食費の値上げを抑えるため、令和5年度決算額は674万円と3倍以上に増額となり、今後この事業の継続は可能なのか、お聞きいたします。

③近年、給食費の完全無償化に取り組む自治体が増加しており、県内13市町村でも実施されているようです。当町でも、無償化または第2子以降世帯への割引等の検討も必要なのではないでしょうか。

④生産者との交流給食や町出身のシェフによる調理実習は、具体的にどのような内容で行われているのか、お聞きいたします。

⑤小中学生の令和5年度給食に関するアンケート結果から、「給食がとても好き」と答えた方が97%を占め、大変人気ようですが、保護者の方からはどのような声があるのか、お聞きいたします。

児童・生徒数の減少、物価高騰など様々な課題がありますが、保護者の負担軽減を考慮していただきながら、来年度以降も日本一のおいしい給食食育事業の継続が可能なのか、町長のお考えをお伺いいたします。

次、2つ目になります。「町内商店閉店に伴う対応策を」。

町内で古くから食材・日用雑貨品等の販売を行っている個人商店は、経営者の高齢化、後継者不足の問題で年々減少しております。今年度も、12月末で閉店予定の商店、3月末で閉店予定の商店など、大変残念な情報があります。

車を運転することのできない方々にとっては、日用品など買物をする場がなくなってしまい、大変困惑しているのが現状です。あわせて、商店は地域の集いの場でもあり、お年寄りにとっては、お互い顔を見て話のできる貴重な場所でもあります。

短期アクションプランには、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」各地域ビジョンの課題として、買物が上位にあります。現在も移動販売などを行っている企業の方もありま

すが、今以上に企業と連携し、移動販売網の強化、集いの場としての支援など、高齢者支援の向上が急務だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「日本一のおいしい給食食育事業の継続は」についてのご質問にお答えします。

日本一のおいしい給食食育推進事業は、平成29年度から始まり、学校給食において、当町の旬の食材や伝承野菜、郷土料理などを積極的に取り入れ、子供たちに当町の豊かな食文化を知ってもらい、生産者への感謝の心と愛郷心を育むこと、そして将来にわたって当町に住み続けてほしいという願いを込め、子供たちに給食を提供している事業であります。

さて、一つ目のご質問の、過去の実績を振り返ると予算に対して執行率が全体的に低い要因はなぜなのかについてであります。事業全体予算に対する執行率については、令和元年度は85.9%、令和2年度は63.5%、令和3年度は84.2%、令和4年度は83.7%、令和5年度は96.7%であります。

当事業予算は、事業実施に対する報償費や調理員の研修費等が含まれている内容となっており、令和元年度後半からのコロナ禍の影響により、計画していた事業を遂行することが困難であったことで、令和元年度から令和4年度までの予算執行状況が低い要因となっております。

なお、過去の事業実績については検証し、事務事業の効率化と改善を図るため、令和4年度から毎月、栄養教諭と調理員全員、教育課担当職員が集まり、献立検討会として、献立内容や予算執行状況について協議する会議を実施しており、近年は予算執行率が上昇しているところであります。

次のご質問の、全国的に物価が上昇している中、賄い材料費は平成30年度決算額221万円に対し、保護者の給食費の値上げを抑えるため、令和5年度決算額は674万円と3倍以上に増額となり、今後事業の継続は可能なのかについてですが、平成29年度から令和3年度まで、舟形町日本一の給食食育推進事業補助金として、小中学校が行う地産地消給食に要する経費に対し、毎年度120万円の補助金を交付し、賄い材料として活用されております。

したがって、補助金も含めての賄い材料に係る決算額としましては、平成30年度は341万2,000円、令和元年度は303万6,000円、令和2年度は335万2,000円、令和3年度は461万9,000円、令和4年度は516万2,000円、令和5年度は674万4,000円となっており、平成30年度決算額に対して、令和5年度決算額は約2倍の増額となっております。

これは、令和3年度策定の第2次舟形町食育・地産地消推進計画の中で、給食における県農産物の使用割合を60%を目標にしており、目標達成に向けて地域農産物の積極的な利用を推進しているところでございます。

さらには、近年の物価上昇に対する支援も行いながら、今後においても、保護者が負担する給食費をなるべく増やさず、かつ子供たちには当町の新鮮で安全な食材を積極的に提供し続け、事業の充実のために継続してまいりたいと考えております。

次のご質問の給食費無償化及び多子世帯への学校給食費負担軽減制度等の検討が必要なのではないかについてですが、日本一のおいしい給食食育推進事業については、保護者負担の軽減を目的としている事業ではございません。子供の学校給食の充実と、当町の豊かな食文化を知ってもらい、そしておいしい給食を提供するための事業であります。したがって、今のところは無償化の考えはございませんが、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、学校教育に係る保護者の負担軽減策につきましては、今後、別に検討してまいりたいと考えております。

次のご質問の生産者との交流給食や町出身のシェフによる調理実習の具体的内容についてですが、まずは生産者との交流給食については、これは子供たちと地元食材生産者との顔の見える関係を構築するため、生産者を給食に招き、生産に日々努力している姿やその思いについて直接講話をいただくことで、生産者に対する感謝の気持ちを養うことを目的として行っている事業であります。

次に、町出身のプロの料理人による調理実習の内容については、現在、和食については長澤正彦さん、洋食については冨樫勝也さん、中華については高橋正伸さんの3名の方から、毎年、地元食材を活用した新メニューの考案と、その考案メニューの調理方法について、調理員に直接指導していただいております。そして、後日「めがみちゃん給食」と題して、特別給食として提供している事業であります。

次のご質問の給食に関する保護者アンケート結果についてですが、給食アンケートについては、この事業検証を目的とし、実際に給食を喫食している児童・生徒の意見、給食献立の施行の実態、保護者の意見を把握するため、令和4年度から行っているところであります。

保護者の声を拝見しますと、「地域の特性を生かしたメニューだが、子供たちにはどうか」、「郷土料理は子供には食べにくいのではないか」という声があり、保護者への地産地消や食文化伝承の大切さを学校を通して伝えていく必要があると感じております。一方で、「自宅での家族の会話につながります」、「子供の頃に味わったものは一生忘れないと思うので、これからも継続していただけるとありがたいです」など、たくさんのお褒めの言葉をいただいております。

今後においても、日本一のおいしい給食食育推進事業を通して、子供たちの記憶に残る学校給食を提供してまいります。

次に、「町内商店閉店に伴う対応策を」についてのご質問にお答えいたします。

地域における商店の存在は、町民の買物はもとより、地域のコミュニケーションや高齢者の見守りなど、少子高齢化、人口減少が進む現状において、大きな役割を果たしていると認識しております。

そのようなことから、第7次舟形町総合発展計画の基本目標の3、産業経済において、商工業の持続的推進を基本政策の一つに掲げ、商店の商業機能の維持を目的に、町商工業活力アップ推進事業補助金により支援を行っております。

しかしながら、近年において、商店に限らず、後継者不足や高齢化などの要因により、経営をやめられるお店も出てきている状況であります。日用品や食料品などを販売する個人商店については、もがみ南部商工会舟形事務所や町民からの情報により状況を把握しているところですが、令和6年度末で10店舗、対前年比で2店舗の減となる見込みとなっております。

地域から商店がなくなることによる町民への影響を考えると、荒澤議員のご質問にもあるように、日用品や食料品などの買物が不便になったり、コミュニケーションの希薄化が進むなど、高齢者だけでなく、町民が安心して暮らすことができなくなっていくのではないかと不安や危機感につながるものが懸念されます。

そのようなことから、現在、一部地域を対象に営業されている移動販売との連携や、集いの場の構築など、町民が安心して暮らすことができる仕組みづくりが必要と感じます。また、他県では、地域おこし協力隊や集落支援員が地域の方と協力して買物や集いの場の運営に携わっている事例も見られますので、町内会や地域運営組織とともに検討してまいりたいと考えております。あわせて、もがみ南部商工会では、商工業の事業継承を目的とした相談業務も実施しておりますので、必要に応じて情報を共有しながら連携してまいりたいと考えております。

3番 丁寧な回答、大変ありがとうございます。

何点か再質問を行いたいと思いますけれども、まず、初めに、先ほど町長の挨拶の中でもありました、全国学校給食甲子園で舟形町の給食が山形県代表になられたということで、関係された方、大変ありがとうございました。感謝を申し上げたいと思います。

具体的な給食に対しての質問になりますけれども、現在、保護者の方から給食費を頂いているわけですが、小学生にしましては1食当たり265円、中学生にしましては710円というふうな保護者の負担になっております。これを大体ですけれども1か月20食というふうな給食の回数でいきますと、小学生にしましては月5,200円とか、中学生にしましては6,200円とかというふうな給食費の値段になるのかなと思います。

この金額に関しましては、平成26年からずっと据置きでこの値段で今維持してもらっているわけですが、まずは質問の中、あるいは町長の答弁の中でも、賄い材料費というふうな言葉が出てきました。これは給食費、保護者からもらっている給食だけでは給食を準備できないというふうなお金だと思いますけれども、この賄い材料費について、今日は中学生がいっぱい来ておりますので、改めてどういうものなのか、お聞きしたいと思います。265円と310円。すみません。

町長 710円だと高級な給食かなと思って。賄い材料費という言葉なんですけど、これは予算とか決算を結ぶ際の財政的な財政用語でございまして、学校給食で言えば、学校給食を作る際の材料費というふうなことになります。保護者の方から頂いたお金と、町からその賄い材料費を出して、小学校・中学校の給食を作っているというふうなことであります。

3番 大変すみません。中学生に関しましては310円ということで、改めて訂正をしたいと思います。

今ほど町長からありました賄い材料費です。この日本一のおいしい給食食育事業の一つの目標として、先ほどの質問あるいは答弁の中にあった内容だと思いますけれども、あとこの舟形町で給食で食べている食材に関してですけれども、この食材ですけれども、食文化あるいは生産者への感謝の気持ちというふうなところもあります。具体的に今、給食で児童・生徒の皆さんが食べている食材は、実際どこから購入して給食になっているのか、その辺少し具体的に教えていただければと思います。

町長 食材の提供先につきましては、教育課より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 それでは、町産の農産物の具体的な納品をされている業者というか、所についてご説明を申し上げます。

まず代表的なところから申し上げますと、まんさくさんでございます。そのほか、農業者団体の方々でございまして、主に5者の団体さんから納品をされているというふうな状況でございます。

以上です。

3番 町内、そういうふうな5者から購入して賄っているというふうな内容は分かりました。

あと答弁の中でも、山形県産の食材の使用率ですか。それが目標、使用割合目標60%というふうな答弁がありました。今、この目標60%に掲げていると思うんですけども、実際、今現在、この目標値に対してどういうふうな地元食材の使用割合なのか、教えていただければと思います。

町長 超えているというふうなことだとは聞いておりますが、具体的な数字につきましては教育課長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 それでは、まずは県産の農産物の使用率からご説明申し上げますと、令和5年度の実績については63.6%というふうな実績がございます。これにつきましては、毎年県の調査がございまして、給食の食材の仕入価格に対する県産の農産物の割合というふうなことで調査が毎年ございます。先ほど町長のほうからでもございましたが、目標60%というふうにしておりますので、その目標に対しましては達成しているというふうな状況でございます。

それから、町だけのところで申し上げますと、町の農産物の使用率につきましては、約20%というふうには押さえております。こちらについては、先ほど申し上げました町内のまんさくさんをはじめとする団体さんのほうから、賄い材料を材料として仕入れている割合、そちらを計算したところでもございまして、そのほかにも給食の納品業者さんから発注しているものの中にも当然舟形産のものはあると思うんですが、うちのほうで拾える金額から算出した実績でございます。

以上です。

3番 ありがとうございます。ちょっと私、個人的な思いだったんですけども、目標の60%行っていないのかなとちょっと思っていましたけれども、県産の食材ということで63%ということで、かなり高い数字なのかなと私は今認識したところでした。

あと、具体的な賄い材料費に関しましてですけれども、先ほど町長の答弁の中にあったんですけども、平成30年度が決算で341万2,000円、令和5年度、昨年度は674万4,000円ということで、約2倍に膨れ上がっております。

答弁書の中では、来年度以降もこの事業を継続していくというふうな答弁あったんですけども、かなり上昇率が跳ね上がっているというふうな認識をしていますけれども、それを賄うための財源ですけれども、どのような財源を使ってこの例えば昨年度674万4,000円というふうな実績が出ているのか、お聞きしたいと思います。

町長 この財源には、ふるさと納税をしていただいた方々からの寄附金によって、日本一のおいしい給食食育推進事業については賄っている状況でございます。

3番 今、保護者の負担、小学生260円、中学生310円というふうな金額あったわけですけれども、こういうふうな賄い材料費を使って皆さんの給食を提供しているというふうなところですけども、これは生徒の皆さんもそうですけれども、保護者の皆さんも260円で食べられているのか、すみません、265円で給食ができていいのか、310円で給食ができていいのかというふうなところは、保護者の皆さんにも知っていただく機会が重要なのではないかなと思っております。

昨今、給食の無償化というふうなテレビ、報道されていますけれども、賄い材料、町でそういうふうな補助を行っているということを知ってもらう機会も必要だと私は思っていますけれども、その辺の考え方を教えていただければと思います。

町長 そのことについては、大変重要なことでもあるかなというふうに思うんですが、こちらとしましても、日本一のおいしい給食食育推進事業をしながら、子供たちに舟形町で取れる農林水産物というふうなものをしっかり味わっていただくこと、しかもおいしくいただくこと、それらをもとに郷土愛を調整していただくことというふうなことがこちらの目的もありますので、あまりにもこちらのほうで余計お金をかけていますよというふうなこともなかなか言いづらいところもございまして、今までお知らせをしていないというふうな部分があったかと思いますが、基本的にはこのぐらいかかっているというような情報も、何らかの形でお知らせするのもやむを得ないかなというふうに思っているところです。

また、国のほうでは、こども家庭庁の創設以来、全国的な給食の無償化というふうなものがうたわれておりますので、給食が無償化になって保護者の負担がなくなったとしても、舟形町の賄い材料費はさらに上乘せして、ぜひ子供たちにはおいしい給食を食べていただきたいというふうな思いでございます。

3番 やはり財源がふるさと納税も一部使われているというふうな答弁ありましたので、その辺を保護者の方にはぜひ知っていただきたいなと思います。

ちなみに、先ほど賄い材料費が平成30年度341万2,000円、令和5年度、昨年度が674万4,000円というふうな数字がありました。これを、ざっくりですけれども生徒数、小学校の生徒数あるいは中学校の生徒数足して割る12で割って、1か月当たりの1食幾らかというふうなざっくりした計算ですけれども、児童・生徒の合計数が平成30年度では371名おりました。今年度、令和6年度は275名ということで、96人ほど、ほどといいますか、96に減少しているというふうなところが実態です。

給食の賄い材料費に関しましては、平成30年度341万2,000円を生徒数で割ってみますと、給食費265円、小学生の場合ですけれども、プラス38.3円、町で補助しているというふうな計算になります。令和5年度に関しましては、674万円を生徒数で割ってみますと、1食当たり92.7円ということで、これもやはり当然ですけれども、生徒数の減少に伴って賄い材料費が高騰しているということで、町の補助割合が大きく増加しているというふうな今現在の現状というふうなところだと思っております。

あと今、給食、いろいろなおいしい給食がありますけれども、これらの給食は保護者の方々には実際に食べてみたいというふうな声もありましたが、こういう機会が今まであったのか、これからはそういう機会を設けるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

町長 保護者の給食の試食といいますか、そういう件につきましては、教育課長より答弁をさせていただきますと思います。教育長より、はい。

教育長 一般の皆さんにも給食を提供というふうなご意見でございましたけれども、今、学校運営協議会のほうでもこの間、小学校のほうでの委員の方からちょっとお話がありまして、い

ろいろ学校でのボランティアとか、そういったところでいらしたときにでも、一緒に給食をいただけるような機会を設けるとかというようなこともいいんだよねという話あったので、そういったことも含めて、いろいろと先ほど町長からもありましたが、広報等でもいろいろとPRをさせていただきながら、地域に根差した学校というイメージを植え付けさせていたきたいというふうに思っています。

3番 給食関係に関しましてはこれで終わりたいと思いますけれども、やはり先ほど町長の答弁にもありましたけれども、子供のときに味わったおいしい給食、あるいは苦手だった給食は一生忘れないと思いますので、ぜひこの日本一のおいしい給食食育事業、来年度、再来年ということで、継続して行っていただきたいと思います。

続きまして、2点目の商店に関して、何点かお聞きしたいと思います。

今年度、舟形町では、本町町内にあります銀行のATMの廃止、あるいは農協さんの長沢、堀内のATMの廃止ということで、住民の方々にとりましては大変不便な状況になっていると思います。ここに来て、個人商店が続々閉店していつてしまうというふうなところもあります。車の運転できない方にとっては本当に大変な問題なのかなと思っています。

私の地元の近くのお店でも、お年寄りの方があめ玉を買いに来るというふうな事例が大変あるそうです。例えば、このあめ玉をかうにしても、嫁さんや息子に「新庄さ行ってあめ玉買ってきてけろや」というふうなところはなかなか本当に言いづらいというふうな声も聞いておりますので、その辺の商店を経営されている方にとっては、もう閉店するというふうなところで決めているようではございますけれども、町として何らかの対応をしなければならないと私は思っております。

まず手っ取り早いのは移動販売ですけれども、新庄あるいは近くで来ておりますので、この際、もう町に積極的に引っ張ってくるというふうな策も必要だと思います。その辺の考えをお聞きしたいと思います。

町長 町内の業者さんも一部移動販売をされている方、また、新庄市内のスーパーと提携しながら、「とくし丸」というような名前だったかと思いますが、移動販売をしていらっしゃる方もいらっしゃるようですが、まずは、第一義的には、現在ある商店を何とか存在維持できるようにやっていくことが大事かなというふうに思っています。そのために、地域運営組織であったり、町内会であったり、また、集落支援員であったり、地域おこし協力隊との連携をしながら、商店を継続できるような方向でまずは考えなければいけないかなというふうに思っております。

ただ、そこに時間がかかるようであれば、やはり移動販売というふうなものについては、新しく商店もしくは今現在の商店を維持継続する上でも、新たな魅力というふうな意味でも、移動販売車というふうなものについては一つの手段だろうというふうに思いますので、その

点についても、町でも町内で販売されている方がいますので、そこら辺の営業的なところの話合いは必要になるかもしれませんが、まずはその選択肢を排除しないで取り組んでいけるように努力していきたいなというふうに思っているところでございます。

3番 今、町長からあった両面で、支援の検討をお願いしたいと思います。

今ほど、町長からとくし丸でというふうな話がありました。「とくし」というの、は志を持ってというふうなところから取った名前だそうです。この間営業している方と直接お話をしてきたんですけども、舟形まで来てくれないかというふうな話をしたんですけどもういっぱいいっぱいだというふうなところでした。開業に当たっては、車を買うのに約400万円弱今現在かかっているそうです。仕入れはスーパーと提携しているので、スーパーのものを車に積んでそれぞれプラス22円、値段が高くなりますけれども、それをつけて売上げの何%が自分の収入になるというふうなところでもありますので、農業とか、その辺で新規就農何たらかんたら補助金というふうな町独自の援助があります。移動販売に関しましても、そういうふうな補助を設けながら、ぜひ買物のできない方への援助ということで、今後早急に検討をお願いしたいと思います。ぜひお願いします。

以上で時間もありませんので、私の質問は終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 おはようございます。それでは、私から、さきに2題について通告をしております。

1題目「舟形中学校移転年度を示せ」、2題目「災害復旧と共に防災・減災も進めよ」、この2題であります。

それでは、早速、1題目から質問をさせていただきます。

舟形中学校の移転については、平成30年3月定例会で、大規模改修か移転するのかを質問しました。その答弁は、平成28年5月の総合教育会議において移転を検討していくことを確認しているとのことでしたので、その後の進展に期待をしていました。

令和4年6月の定例会で、中学校移転時期の予定について質問し、その答弁については、移転時期については慎重に見極めたいとのことでありました。また、昨年12月定例会でも奥山議員が質問をしており、「検討委員会などを設置し丁寧な協議を重ね、合意形成していく必要があると考えている」と答弁しております。

過去にも移転などに関して多く質問が出されておりますが、平成28年から既に8年も経過しております。舟形町の人口ビジョンの中に、人口動向分析、将来人口推計など、参考とされるデータも数多く出されているのではないのでしょうか。そろそろ移転する年度を決定し、そこを目標に各組織と協議し、準備を進めるべきと思うが、町長の考えを伺います。

2 題目であります。「災害復旧と共に防災・減災も進めよ」でございます。

「土砂災害発生防止対策を的確に」と題して、平成30年9月定例会で一般質問しました。内容については、8月5日から6日にかけて、豪雨により当町でも甚大な被害に見舞われました。長尾町内では、人家の上流側に設置された堰堤が土砂で満杯になり、流木などが蓄積し流水を遮断している状況になり、この状況では大雨で災害が発生するおそれがあるため、未然に防止する対策が必要ではないのかという質問でした。危険な状況の堰堤については早急な対策を講じるよう県に強く要望する内容の答弁でありました。

本年7月25日に発生した豪雨により、この堰堤の下流に土砂や倒木が流れ出し、家屋を含め、周辺に甚大な被害を及ぼしました。しかし、人的な被害がなかったことに安堵いたしました。

この水上沢から約500メートルほど離れたしの沢の堰堤からも土砂が流れ出し、三光堰が土砂で埋まり、町道や農地も土砂で埋没するなど、大変な被害になりました。豪雨災害の復旧工事などが進められていると思いますが、またいつ災害が発生するか分かりません。早急に復旧工事も進めなければなりません。今後想定される災害を未然に防ぐためにも、特に人家などに及ぼす危険があるようなか所を早急に調査し、町はもちろんですが、県や国など関係各所に、防災・減災のために対策を進めるよう強く要望すべきと思うが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の舟形中学校移転年度を示せについてのご質問にお答えします。

現在の舟形中学校の校舎は昭和58年に建設されてから41年が経過し、建物や設備の老朽化等による修繕箇所も増加している状況であり、中学校施設の移転が必要とされております。このことについては、これまでの議会においても示しており、また、第7次総合発展計画の中でも移転の検討を進めることとしております。

以上のことから、このたび舟形中学校移転新築基本構想（案）として、当町が目指す保・小・中一貫教育方針の下、施設近接型の学びやで多様な人、事との出会い、触れ合いを大事にした教育を推進し、そのことによって、舟形町の教育目標である「地域に育ち、地域を育てる町民の育成」を図ることができる学校施設の在り方についてまとめたところであります。

内容は、当町における児童・生徒数の現況及び将来推計、当町が目指す保・小・中一貫教育と学校施設の姿、移転先候補地の概要、移転新築に向けた業務の振興計画、中学校移転後の跡地活用等について、案としてまとめたものであります。また、供用開始時期については、国の動向等を見ながら、令和13年度を目標としております。

今後は、この基本構想（案）をたたき台として、議会への説明はもとより、地域住民の代表者、学校関係者、PTA役員、保・小・中保護者代表等による舟形中学校移転新築検討委員会を設置し、検討を行っていく計画であります。

次に、災害復旧とともに防災・減災も進めよについてのご質問にお答えします。

平成30年8月の豪雨、令和2年及び令和4年の最上川の氾濫、本年の豪雨と気象災害の頻発化、激甚化により甚大な被害が発生し、町民の生命、財産が脅かされている状況において、今後の災害リスクのさらなる高まりに適切に備えることは非常に重要であります。

伊藤議員ご指摘の水上沢、しの沢については、平成30年災害以降、県選出国會議員、県知事、森林管理署、県庁河川課、森林整備課へ、適時、継続的に要望しており、直近では、11月22日に開催された大雨災害に係る知事との意見交換会において、砂防堰堤のかさ上げや新規築堤による再度被災防止のための抜本的対策について、改めて知事へ要望したところであります。

水上沢、しの沢をはじめ、人家への被害が想定される箇所、生活や経済活動に重大な影響を及ぼす箇所については、町としてもより一層の危機感を持って迅速に対応していくとともに、関係各所へ早急に調査をし対策を進めるよう、引き続き強く要望していかなければならないと考えております。

4番 初めに、中学校の移転の質問でございます。

今回の質問は、中学校移転年度を問うもので、令和13年度を目標としているという答弁がございました。これまで幾度となく質問が出されましたが、ようやく先が見えたというようなことではないのかなというふうなことであり、保護者をはじめとし、多くの方々もまあどこまで安心されているのではないかなというふうに思います。

令和13年度という具体的な年度が示されましたが、また、それに答弁された中で何点か、再質問をさせていただきたいなというふうに思います。

まずは、当町における児童生・徒数の現状と将来の推計についてお聞きいたします。

町長 推計につきましては、教育課より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 それでは、舟形町の児童・生徒数の現況と将来推計についてご説明を申し上げます。

今年度11月現在の将来人口の数字になりますけれども、今年度、令和6年度につきましては、小学生児童数につきましては177名、中学生の生徒数につきましては98名というふうになってございます。来年度、令和7年度につきましては、小学生の児童数につきましては164名、中学生の生徒数につきましては95名というふうになっております。

そして開校の目標とする令和13年度については、小学生が108名、そして、そちらについては現在より約4割の減というふうな状況です。中学生につきましては67名と、現在より約3割の減というふうになります。

しかしながらですけれども、第7次総合発展計画の中でもありますとおり、様々な戦略による当町が目指す戦略人口からしますと、1学年大体25人から30人程度を目標とする学校建築を目指していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

4番 開校を予定している令和13年には、小学校が108名、中学生が67名ということで、非常に現在から見れば少なくなるなというのは実感でありますけれども、しかしながら、児童・生徒数が少なくなっても、やはり舟形町を子供たちによって将来存続をしていただかなければならないというような思いでありますので、十分にそういったことを考えまして、教育には力を入れていただきたいなというふうに考えるところであります。

次に、この答弁書の中にございます業務の振興計画というような文言がございますけれども、この振興計画についてお伺いしたいと思います。

町長 令和13年というふうな年次は示したものの、文科省自体の学校の在り方というふうなものについては今後大きく変わってくるだろうと。やはり国全体としての少子化というふうなことがありますので、それらの建築に対する補助というのは、今のところなかなか将来を見据えての計画というのは難しいかなというふうに思います。

ただ、こちらはこちらとして、しっかりそういった計画の下で進めていきたいというふうに思いますので、計画については、教育委員会のほうから説明をさせていただきたいと思います。

教育長 振興計画というふうなことなんですけれども、今町長がお話ししたとおり、今後、建築に向けて町、教育委員事務局として、まず案を策定しました。その上でなんですけれども、いろいろと県のほうともいろいろご指導いただきながら話をしているんですが、今現在、舟形中学校の建築年度を勘案して、老朽化という意味での改築というふうなことでできるかというふうなことになりますと、今、県内でも、舟形中学校よりも10年古い学校が老朽化での建築の申込みというふうなことであるらしいんですが、老朽化に該当しないというふうな話が出ているというようなことも伺っています。ただ、その改築についての理由というふうなところで、統合事業というふうなことでもできますよというふうな話もございます。

ただ、今、義務教育学校というふうな、議会の皆さんもいろいろとご視察しているかと思うんですけれども、そういったところと、そういう事業と、義務教育学校の形もいろいろあるわけなんですけれども、そういった理由での改築というふうなことも考えられます。た

だ、今現在、令和13年度を目途にして改築を進めるとすれば、こういったふうな実務的な流れが必要だということでご説明させていただいてよろしいでしょうか。

ということで、まずは年次的に申し上げますと、今回、基本構想というふうなことで案を示して、今年度中には議会の皆さんにもというふうなことで答弁書にもあるんですが、来年度について、構想についていろいろと一般の方々からご審議いただくために、基本構想の検討委員会を設置して検討していく。翌年度については基本計画、そして翌年、次の年には基本設計、次には実施設計というようなことで、建築年度については2か年というふうなことで13年度、ただ、その間、用地のこともございますので、基本設計までには用地も確定しなくちゃいけないのかなあというふうな、逆算してきてのそんな形での流れかと考えているところでございます。

4番 教育長、ありがとうございました。

やはりここに令和13年度というような数値、あくまで目標であると言っても、やはりこの目標の年度を出さなければなかなか前に私は進まないのかなあと。幾ら質問しても、答弁はそれなりにもう返ってはきますけれども、やはりこういった目標を示すことによって、今教育長言われました逆算というようなことでありますけれども、令和13年度を目標にした場合の逆行というようなものを作成して、ある程度その年度ごとの目標をクリアしていかなければ、最後の着地点が私は見えないのではないかなあというふうに思っております。

今答弁されましたように、やはりそのある程度この目標の年度を示した以上は、やはりその目標に向かって前向きに進んでもらいたいというのは私の考えでありますので、そこはよろしくお願いしたいなというふうに思います。

また、この答弁の中でちょっと1点確認したいなというふうなことが、施設近接型の学びやというような文言がございますけれども、保・小・中一貫教育の方針というようなことで、この施設近接型の学びやと表現されていますけれども、小中一貫校の種類に関しましては、小中一貫校の制度上の実態、実施形態と申しますか、それが今教育長ちょっと言われましたけれども、義務教育学校、併設型、連携型の3つがあるのかなあというふうには私は理解しているところでありますけれども、併設型の小学校、中学校というのに関しては、設置者が同じで小学校、中学校が、例えば萩野学園のように、同じ学校の中に小学校と中学校が入っているのとは違って、別々のままで一貫教育を行うものというようなことで理解していますけれども、この施設近接型というのは、それに近いものかなあというふうにちょっと思ったところですが、ちょっとここをお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 今の伊藤議員のご質問については、連携学校といいますか、義務教育学校というふうな前提でお話なさっているかと思うんですが、教育委員会の原案としては、本来であれ

ば、小学校、中学校別というふうな形で考えています。町のいろいろ提唱している中でも、保・小・中一貫教育というふうなうたっていますけれども、あくまでも一緒の場所で一緒にするという連携というふうなことではなくて、それぞれの機関がそれぞれの目標を持って連携して一貫というふうな形の形を目指しています。

ただ、先ほどもちょっと触れたんですが、建築の財源というふうなことを考えたときに、どんなルールに乗っかって建築をやればいいのかというようなことを考えたときのいわゆる妥協案というふうなことになるかとは思いますが、ただ、今町長から教育委員会が命令されていることについては、今の子供たちが、舟形の子供たちがどんな中学校がいいのかというふうなことを前提に考えて案をつくっているというふうなところでご理解いただければというふうに思います。

4番 その中身に関しては、私個人でもありますけれども、議会でどうのこうのではなくて、やはりそれは委員会と、そして保護者、いわゆる児童・生徒たちがやはり勉強しやすい、使いやすい安全安心なやはりそういった施設になってもらうのが一番なのかなというふうに思いますんで、そこら辺はこれから立ち上がるというその様々な委員会に関して、検討委員会に関して、多くの施設見学等々含めながら、よりよい学校建設に向けて検討していただければというふうに考えるところであります。

ここで、私も長沢なんですけれども、地域に学校がなくなるというのは、一つの火が消えたような感覚で地元でも捉えておりました。今回も、この中学校が移転するというようなこと、将来的になると思いますけれども、そんな形でありますけれども、ただ、西堀の町内には縄文の女神が出土したというような、やはり国宝が出土したというような場所でもあり、女神の郷の公園も整備されていますんで、そこら辺、跡地に関しては、町内会と十分な協議、検討して進めていってほしいなというふうに、私は自分が長沢だったんでそういうふうな思いがありますけれども、この跡地利用に関して今後どういった形で、検討委員会も立ち上げると思いますけれども、そこら辺の考えを若干お伺いしたいと思います。

町長 学校建築移設というふうな形になれば、その跡地利用というふうなものについて必ず問題が出てくるわけでありますので、特に校舎が残った場合について、文科省の場合については廃校というふうなものが大きな問題として捉えているようでありますので、長沢小学校については運よくリングローさんが集学校という形で利用していただいているというふうな状況がございますが、舟形中学校の問題につきましては、一つは、学校がなくなっても、B & Gセンターの体育館とプールは残るというふうなこと、さらには学校グラウンドの一部と校舎等については、底地が三菱マテリアルであるというふうなこと、そういったところを総合的にまず判断をしなければいけないと。相手先があるので、その買取とかそれらのことを検討しながら、その上で、今のグラウンドあるいは校舎、テニスコート

もございますので、そこら辺についての活用というものを、まずは三菱マテリアルさんと相談をした上で、地域の方々とも相談をしていかなければいけないというふうに思っています。ある意味、中学校B&Gセンターについては、舟形町の体育施設の拠点としてあるものでありますので、そういったところを西堀町内会のみならず、体育協会とか、そちらのほうともいろいろ話をしながら進めていかなければいけないというふうに思っています。

また、ちょっと複雑になるのは、部活動の地域化というふうなところもございますので、そういったところも踏まえながら、検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

4番 跡地に関しては、いろいろ今後、課題が山積しているのかなというふうに今思ったところであります。

この中学校移転に関しての再質問は最後というふうになりますけれども、これは執行部、行政の皆さんにはございませんで、中学校の移転が令和13年度という目標が示されました。そんなことで、やはり保護者の皆さん、そして町民の方々には、やはり今まで以上に教育行政に関心を持っていただきたいなというふうに思ったところであります。

子供たちの教育環境がよりよく整うよりも、注視していつてほしいなというふうに私を含めて町民の皆さんから、やはりこの教育に関して関心を持って、今新聞・テレビ等で様々にぎわっておりますけれども、そういった、事件、事故がないような、そんなことを願うところであります。

これで、中学校に関しての再質問は終わりたいと思います。

続きまして、災害復旧とともにというようなことで、これに関しての再質問でありますけれども、初めに、平成30年9月の質問の答弁に、危険な状況の堰堤については早急な対策を講ずるよう県に強く要望するというような答えでありましたけれども、その要望に関して、当時の県の対応はどうだったのかなというふうなことをお伺いします。

町長 先ほどの中学校の移転の関係で、やはり教育はまちづくりの基本だと私は思っております。やはり舟形町の未来を担う子供たちの教育が一番だというふうに思っておりますので、中学校移転も含めて、小学校、保育所、その子供たちの教育をしっかりとやっていけるような環境だけはまずつくっていきたいと思います。

あとしの沢、それから水上沢につきましても、私が担当の時代からも、水上沢につきましては、住人の方と、それから県の砂防課の方と見ていただいたというふうなところもあるんですが、なかなかそのときにつきましては、その危険性を住人の方からも強く言っていたんですが、今のところその満砂になっている砂防ダムについての撤去というふうなことの考え方もないというふうなところなんですが、引き続き、さらに上流に築堤を

するとか、満砂の状態を解除してもらおうというふうなところでお話をして、一部流木等については撤去していただいたところがありました。

その後、しの沢のほうにつきましては、こちらは人家がないために、林務のほうの治山ダムになります。それもちよっと複雑で、民有林と国有林がありますので、民有林につきましては林務課のほうでというふうな形になりまして、国有林については林野庁のほうの管轄になるというふうなところで、平成30年以降の災害を受けて両方で現地を視察しております、今のところ、その段階の中では大きく土砂が流出してきたというふうな原因、沢の今現在あるしの沢の上流部分についての大きな山腹の崩落はないというふうなところで、土砂堆積されたものが流れてきたのではないかとというふうなところがあり、引き続き、両者、営林署、それから林務のほう、そして町のほうで引き続き調査を継続していくというふうなところで、継続して調査をしているという状況でありました。

その後、今年7月9日の、7月25日の前の7月9日の豪雨でも、しの沢については流出したということがございまして、その際については、営林署の最上支所長の伊東支所長のほうに直接、ぜひまたこういう状況になってしまうというふうなことでありますので、平成30年のときの再来だと、これでまた三光堰という用水路が満砂状態になっているということもございまして、これを解決しないと駄目だというふうなことでその後、調査をお願いしたというふうな状況でありました。それをお願いした後に、7月25日のさらなる被害が出たというふうな現状でございます。

4番 水上沢について、しの沢もそうですけれども、何々したら、何々ればと、もう、たられればの話をして、それは進展が見いだせないのかなというふうに思いますけれども、あえてやはり水上沢に関して、私もずっと現地まで行って写真も撮ってきましたけれども、やはりあの状況では、大雨が降れば来るなというのはやはり誰しもが想定できるような状況だったんで、やはりそのときある程度、今町長言われましたけれども、倒木、流木を撤去、ある程度その満砂になった土砂を全部でなくてもある程度撤去していれば、今回のような災害よりは少なかったのかなというような感じは受けたところであります。

たられればの話はあまりしないほうがいいのかなというふうには思いますけれども、この7月25日のこの災害、どの程度の被害があったのか、ちょっと被害状況をお聞きます。

議長 ちょっと待ってください。質問の途中ですが、ここで暫時休憩をします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

議長 再開をいたします。

町長 詳細な被害については、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 ご質問の水上沢、しの沢周辺の被害状況についてご説明します。

水上沢周辺の被害状況につきましては、民家2戸、床上浸水、土砂流入、車庫、作業小屋3棟の床上浸水、土砂流入、畑約1,000平米への土砂流入、護岸4か所、約40メートルの破損、三光堰への土砂流入による閉塞600メートルの被害状況となっております。

しの沢周辺の被害状況につきましては、三光堰への土砂流入による閉塞700メートル、農地への土砂流入3,000平米と把握しております。

三光堰への土砂流入では、水田約560ヘクタールが通水不能となり、応急ポンプで対応したもの、営農、水稻に重大な影響を与えました。

なお、しの沢からの土砂流入は、先ほど町長おっしゃられたとおり、7月9日豪雨、7月25日の豪雨の2回発生しておりまして、閉塞しているという状況でございます。

以上です。

4番 いずれにしても大変な災害だったなあとというふうなことで、特に三光堰が閉塞しているということで、来年の作付に支障がないように今頑張っているところかなというふうに思いますけれども、やはり災害が起きて一番と大変なのは、地域に住んでいる住民、やはりそういった方々が一番の被害者だなというふうに思いますんで、やはり災害が起きる前に、起きても、やはり減災というようなことで災害を少しでも少なくできるようなそういった対策をやはり今後強く県も国も要望していかないと、起きてから、あのときああいうふうにすればというようなことができればないような形で今後進めていっていただきたいなというふうに思います。

以前は50年に一度と、また、何年に一度と言われていた災害でありますけれども、近年は数年単位で起きている状況ではないのかなというふうに考えているところであります。今回の災害復旧も大変な予算と年数がかかると考えます。しかしながら、先ほど言いましたけれども、いつまた災害が起こるか分かりません。やはり災害復旧と同様とはなかなかいかないと考えますけれども、今言ったように、人命に関わることを重要視、そして河川の氾濫するような危険のある箇所に関しては堆積した土砂をしゅんせつして、下流河川流下断面を確保するなど、やはりそういった対策が本当に急務でないのかなというふうに思います。やはり要望は要望としてやっていただくのはやぶさかではありませんけれども、やはりその思いを強く訴えていかなければないというふうに考えているところでございます。

その辺、今回の災害をやはり教訓に要望活動もしていくとは思いますが、町長もいろいろなところに顔を出して要望活動していると思います、改めて今回の災害を受けて、町長、今後の要望活動にどういった思いを込めて要望するのか、お伺いしたいと思います。

町長 今回の災害につきましては、8月30日に22億1,223万円というような補正をさせていただきました。さらに、12月に11億円ほどの災害復旧費用に係る予算を計上させていただいてい

るというふうなことでありまして、町にとっては大変な被害額というか、復旧工事費になるわけですが、その中でも先ほど言われたしの沢につきましては、今現在、中の山のトンネル部分の復旧工事、応急工事で3,500万円ほどの金額をかけて復旧しております。それらの復旧をして、さらに小国川からポンプアップした経費が約1億円を超えているというふうなことであります。

やはりそれを復旧したとしても、再度被災防止という観点で、しの沢であったり、水上沢というふうなものをしっかり復旧していただかないと、対策していただかないと、何回やっても同じだというふうな思いで、先日も知事のほうに申し上げたところであります。

やはりこれは一つでは、一人ではなかなか難しいと思いますので、土地改良区合わせて、議会のほうとも共同でやはり、知事選もございましていいチャンスだというふうに思いますので、知事のほうにお伺いしながらでもここを強く言っていかないと、どうも視点が戸沢村、鮭川村、酒田のほうというふうなことになりますので、ぜひ舟形町のほうの農業用水路あるいは水上沢というふうなところの人家の人命の問題もありますので、しっかりと対応していくこと、さらには昨日も申し上げましたが、小国川の河道掘削というふうなものをしっかりやっていかないと、地域住民が安心して暮らしていけないというふうなところも併せて、強く要望してまいりたいというふうに思っております。

4番 ありがとうございます。町長と一緒に、我々議会も頑張って町民のためにいきたいと思えます。ありがとうございました。

議長 以上をもって伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。1番伊藤廣好議員。

1番 それでは、私のほうから、通告しております2つの質問をさせていただきます。

第1点目は、「地域支え合い推進協議会の拡充を」であります。

少子高齢化、人口減少時代、町の人口は本年4月1日で4,743人、高齢化率は43.7%。県内で7番目に高く、今後ますます地域支え合い推進協議会の役割は高まり、様々な活動が期待されております。次の2点について質問いたします。

一つは、地域支え合い推進協議会の内部に、社会福祉協議会や町内の福祉事業所など、福祉関係部会を設置して、地域福祉の課題を共有、連携、解決など、地域共生社会の具現化を図るため、深掘りする組織の拡大を図るべきと考えますが、どうですか。

2つ目、平成28年度の改正の社会福祉法により、全ての社会福祉法人の責務として、地域における広域的取組の実施が明記されました。社会福祉法人や町内の福祉事業所の支援を受けて、福祉のまち宣言の町として特色のある事業展開に取り組むべきと考えますが、どうですか。

以上について、町長の見解を伺います。

2点目、2つ目ですけれども、「空き家購入補助対象者の拡大を」。

空き家が年々増加しており、利活用可能な住宅については有効利用を図ることが重要であります。空き家を購入する場合の補助制度について、現行は45歳未満が対象であるが、今後、45歳以上の購入希望者に配慮して対象年齢を引き上げる考えはないか、町長の見解を伺います。

以上です。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「地域支え合い推進協議会の拡充を」のご質問にお答えします。

1つ目の質問の地域支え合い推進協議会については、介護保険法に基づき全市町村に設置されており、当町では、健康福祉課の包括支援センターが事務局をしております。

高齢者が安心して住みなれた地域で暮らし続けるためには、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援していくことが大切であります。その支援には、介護保険制度の支援だけでなく、地域の関係者間で支え合う支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく生活支援体制整備づくりが必要です。

その体制づくりのため、平成30年に本協議会を設置し、伊藤議員の質問にある高齢者に関する課題の共有、それに対する各部門との連携を図るべく、毎年開催しているものであります。委員は10名委嘱しており、メンバーは、民生委員協議会会長、町内会長連絡協議会副会長、老人クラブ代表、えんじゅ荘、舟形徳洲苑、にじいろの各施設代表、町の集落支援員2名、社会福祉協議会職員、生活支援コーディネーターとして社会福祉士資格を持つ町職員で構成しております。昨年の会議では、まちづくり課職員を加え、デマンド型乗合タクシーの説明を行い、高齢者の移動支援について意見交換をいたしました。

今後とも、課題に応じた関係者を加えるなどしながら連携し、解消に向けて開催していきたいと考えております。

次に、2つ目の質問についてですが、この社会福祉法の改正は、社会福祉法人に対する改正であり、法人が主体的にどのような取組をするかを考え、事業展開するものですので、町が意見するものではないと考えております。

次に、「空き家購入補助対象者の拡大を」についてのご質問にお答えします。

伊藤議員がご質問の補助制度は、舟形町子育て支援及び若者定住支援交付金の中の若者定住支援交付金で、交付要件を、町内に住宅を新築または中古物件を購入し定住する世帯で、世帯主または配偶者が45歳未満の世帯としており、交付金は一律で50万円であります。本制度は、子育て支援と若者定住を目的としておりますが、令和2年度に中古住宅の取得も補助対象に加え、間接的ではありますが、空き家対策に資する制度に改正しております。

現在の空き家対策は、空き家除却補助金と空き家・空き地バンクの2つの制度を中心に実施しております。空き家除却補助金は、平成30年度から年間15件程度の実績が続いており、危険空き家の抑止に大きな効果を発揮していると感じております。

空き家バンクについては、当初は移住世帯の促進による地域の活性化を目的としておりましたが、近年は、空き家に関する情報提供の場として、空き家の流通活性化による空き家問題の解決の一つと位置づけております。平成25年度に空き家バンクを設置して以降、現在まで28件の登録があり、うち半数の14件が成立し、ほかは解体7件、取下げ2件、掲載中5件という実績であります。さらに、本年度からは、国の全国版空き家バンクに加入し、情報発信に努めております。また、最上管内市町村で最上地域空き家活用促進協議会を今年度中に立ち上げ、最上地域の空き家を一括で確認できるウェブサイトを公開する予定で、空き家の利活用に向けた取組が本格化していると感じております。

伊藤議員ご指摘のとおり、空き家の利活用を図ることは有効な対策であります。ご質問の子育て支援及び若者定住支援交付金は、文字どおり目的が子育て支援と若者定住であり、対象年齢を引き下げる改正は難しいため、空き家の購入等、利活用に資する新たな支援制度を検討したいと考えております。

1番 答弁ありがとうございます。

初めに、地域支え合い推進協議会でありますけれども、答弁では、地域支え合い推進協議会を毎年開催しているというようなことですが、お話を聞きますと、年1回程度の開催ということで、情報交換との意味合いが強いのではないかというふうに感じています。それも大変大事なことなんですが、やはり深掘りした議論にはなかなかならないのではないかというふうに思います。

包括支援センターが事務局というようなことなんですけれども、町の社会福祉協議会等が主体となって、町内の福祉関係事業所等の話合い、その中で課題解決する部会の提案であります。町内の福祉施設に勤めている職員の方のお話なんかを聞きますと、そういう情報交換をする機会が少ないというようなこともありましたので、ひとつ今後検討してほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長 その件につきまして、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 社会福祉協議会と施設職員の意見交換ということでございますが、今年については、私、社会福祉協議会の事務局長としての立場もありますので、今年については、舟和会関係者とは2か月に1回ほどの定例会でございますので、その際に、えんじゅ荘で言えば、入所判定会議の後に意見交換等をしております。また、光生園についても同様にしておると。あと、ほなみについても2月に1回赴いていますので、その辺で情報交換はしております。

それについて、社会福祉協議会に関わる案件等がありましたら、持ち帰って社協職員と一緒に共有しているという状況はございます。

以上です。

1番 個別のそういう機会はあるかもしれませんが、全体を通したやはり協議会というのは、そういう部会が必要ではないかというふうに思うんで、ひとつ今後考えてほしいというふうに思います。

次に、2つ目の質問ですけれども、社会福祉法の改正の趣旨については、町長とは見解の相違があるようで残念なんですけれども、町内でも今後ますます65歳以上の単身の割合が拡大して、なかなか行政だけではサービスができないというような、そういう状況にだんだんなってくると思います。

そういう中で、やはり社会福祉法人など地域の支援が求められており、町と連携した形での取組を提案したつもりでありましたが、町が意見する立場ではないというような答弁でしたので、これについては答弁は求めませんけれども、別の角度から質問しますけれども、今、町の課題の一つである高齢者の買物支援についてでありますけれども、荒澤議員からも質問があったんですが、近くの商店が廃業して、そして運転免許の返納などもありまして、高齢者が買物、生活に必要な商品の調達に大変苦慮しているというようなことであります。

そういう中で、午前中の荒澤議員の質問の中では、移動販売車の販売の質問もありましたけれども、それも大事なんですけれども、やはり別の角度で買物の支援されているということで、町長の答弁で地域おこし協力隊あるいは集落推進員が、あるいは町内会でバックアップした形での支援というようなこともあるというようなことが報告ありましたけれども、やはり買物の移動手段として、移動販売もいいんですが、やはりある程度自分で店に行って品物を選んで買いたいというそういう希望が多いものですから、移動販売は販売でいいんですけれども、それと別の形でもし可能であれば、先ほどありました新たな制度的なものとして、町内会や、あるいは地域運営組織の中で、そういう買物支援というものについて、ぜひ検討してほしいというふうに思いますんで、今の段階での町長の思いありましたら、お願いしたいと思います。

町長 答弁は要らないというふうに言われたんですが、舟形町に社会福祉法人と言われるものが、社会福祉協議会と舟和会さんがございます。伊藤議員も舟和会さんのほうの総長でいられた

というふうなところもありまして、ちょうど社会福祉法人というふうになったあたりのことだというふうに思います。

なぜ意見を求めないといえますか、こちらから言うのではないのではないかというふうな答弁をいたしましたというふうなことについては、昨年度において、舟和会さんと包括支援協定を結ばせていただきました。舟和会さんにつきましては、まず100%舟形町出資の中で光生園という施設をつくりながら連携してというふうな思いもあって、今後もそういう設立当初からの舟形町との関係性も強くあるというふうな思いの中で、包括支援協定を結ばせていただいて、両方で舟形町町民の福祉の向上に努めていきたいという思いもあったところではございますが、やはり社会福祉法人というふうなところで、監査法人のほうから、赤字の部門については削除すべきだと、撤退すべきだというふうなところで、町のほうに舟和会さん側から申入れがありました。

包括協定を結んだというふうなこともあって、その中で赤字部門をどんどん切り捨てていくと。社会福祉法人だけ存在すれば大丈夫だというような考えになっているのかなというちょっと疑念を抱くようなこともございまして、二度、三度と理事長はじめ、協議をさせていただいたところでありました。

やはり監査法人から、その部門が赤字なので、そういうサービスは法人としてすべきではないのではないかというような指摘があったためにというふうなことであるんですが、そのことについては、介護保険の根本となす事業でありましたので、それをなくするというふうなことについては、やはり包括支援協定の保護も含めて考えなければいけないだろうというふうな私どもの考えも、伝えていたところでもあります。

そうしたところ、引き続きその事業については継続していただくというふうなことになりましたけれども、そういう意味で、やはり独立採算というふうな部分と地域貢献というふうな部門については、その社会福祉法人そのものの考え方なのではないかなというふうに思っているところで、改めてこちらから地域貢献をどんどんやって一緒にやりましょうという姿勢を示したんですが、そういうところでもありましたので、町としてこちらから積極的に問いかけるというふうなものではないのではないかなというふうなことで、この答弁をさせていただいたところをご理解いただければというふうに思います。

また、買物支援のやつにつきましても、地域の方々がどのような困り事があるのかというふうなところをしっかりと議論していただいて、どの形がいいのかというふうなこと、我々が押しつけるのではなくて、地域の方々がどのような形で買物支援なり、集いの場であったりというふうなものが必要なのかというのをよく精査した上で、地域の困り事として町内会であったり地域運営組織という組織があるわけですから、そこで初めてこういう形のもので、

それに対応するために、町として支援を求めるというふうなのが本当はいいのかなというふうに思っております。

こちらのほうで様々押しつけてしまうと、そういうことではなかったというふうなことになりますので、ぜひ伊藤議員も地域の声をまとめていただいて、こういう形でというふうなことで町内会であったり、地域運営組織の中で発言してまとめていただければ、町としましても、そこには一生懸命支援をしていきたいという考え方でございますので、その点についてよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

1 番 確かに地域の意向、それは分かりますけれども、いろいろな新しい制度というか、する場合については、いろいろな法的な縛りとかいろいろな面あると思いますんで、その辺はやはり町の協力なくては進めていけないと思いますんで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、町内の老人クラブですけれども、年々減少して、今、10地区で活動されているというふうな話聞いたんですけれども、また、あるいは100歳体操の教室ですか、これについては包括のほうで進めているというふうなことで、町内20地区ほどが今、開催されているというふうに、広がりがあるということで聞いております。

それで、この百歳体操の組織といいますか、それを確認して、町の社協と連携して、地域に、町長から先ほどもありましたように、地域の交流サロンというか、そういうものを、高齢者の交流地とか、いろいろなそういう組織を立ち上げて、茶話会とか、あと健康維持、あるいは元気高齢者生きがいつくりとか、そういういろいろな活動の充実を図って拠点を推進していくべきではないかなというふうに思います。それについては、町の包括なりあるいは町の社協あたりが中心となって、その辺、各地区の組織に対して働きかけをして、いろいろな活動しやすいような取組をお願いしたいなというふうに思っています。

新庄市では、そういうサロン等を立ち上げた場合には、年間の運営費とか、あと会場の借上料とか、そういうものを補助しているというふうな話も聞きましたんで、その辺については、町の取組なり、そういう状況はどういう状況でしょうか。

町長 買物支援等について、町でというふうなことがあります。技術的なところとか、いろいろな組織的なとか、そういったことについては、町で支援をしていくというのは先ほど答弁したとおりでございますので、ぜひその内容等の掌握というふうなものを持って、先ほど言いましたとおり、町内会とか地域運営組織の中で集約をしていただいて、それを実現するための技術的なものとか法的なところというふうなものについては町でも支援をいたしますので、ぜひ全て町のほうでのやり方というふうなことではなくて、そういうふうにしていただければというふうに思います。

交流サロン等の状況については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思いますが、これもいいことは分かっているんですが、それを実現するための人であったり、社会福祉協議会というふうにも申されましても、職員2人しかおりません。会長が私で、事務局長が健康福祉課長が併任しておりまして、専門の人が2人しかいない状況の中でいくと、なかなか社会福祉協議会のほうでというふうなこともなかなか難しいというふうに思っておりますし、包括支援センターについても人員が限られているというところがございますので、ただ、いわゆるそういう交流サロン等については、非常に私も必要だというふうには感じておりますので、そういったことについてはできるだけ地域の実情に応じて進めていければというふうに思っております。

健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 町内会長会議等でもお知らせしていますけれども、そういう健康教室の回数、月何回とかそういうのに応じての補助金等も用意していますので、それを活用していただければと思っております。

なお、その際に、教室の際に、包括支援センター職員も一緒に参加していますので、まずはそういう集まりを多くしていただきまして、その中で、参加された皆さんがこういうところでお茶飲みすればとか、保健師のOBさんと呼んで話聞いたりしたいとか、何かそういう声あれば、その都度応じるようにしていますので、まずはそういう場を、うちのほう、包括としては設定していく方向をいろいろな数を多くすることで、そういう声が上がればということで考えておりますので、そういう要望に対しては応じていくということで考えております。

1番 百歳体操の教室以外で地区のサロンというような場所を設立しているところはあるんですか。何か所ぐらいあるんですか。

町長 その点につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ちょっとサロンという位置づけが、私あまり認識ないんですけれども、サロンというイメージしてあるのは、老人ではないんですけれども、認知症カフェというものを、その豆屋さんでしている、それはサロンという感じで私としては認識しています。それ以外はちょっと把握していない状況です。

1番 次に、高齢者の皆さんが舟形の歯医者さんに通院されているわけですが、その後、デマンドタクシーを待っている間、ニコットさんで買物をするという機会が多いそうです。しかし、ニコットさんには、店内にベンチといいますか、椅子、そういうものがないということで、買物をしても荷物を置く場所がないというか、荷物を持ってタクシーを待っているというような時間になるということで、その辺大変だというような声があります。

ほかのスーパーさんなんか見ますと、一、二か所、そういう長い椅子いうか、そういうものが設置されているところが多いんじゃないかというふうに思いますし、そういう高齢者の声

として、ニコットさんに、1か所ぐらいでもいいんですけども、そういう休む場所とか、荷物を置く場所の設置を町のほうからお願いできないかというような声がありましたので、ひとつお願いしたいなというように思うんですが、どうでしょうか。

町長 お願いするのは私のほうでも行ってみますが、まずそういう声があったら、伊藤議員のほうもニコットに行って、どんなものなのかというところをお聞きしていただいて、それでも駄目で、どうしてもというふうなことで私のほうでというふうなことであればというふうなところがあるんですが、ニコットさんのどこの場所で休むかというふうなところもありますし、どういうところに、屋外でいいのか、雨風の当たらないところで休むのかというところもございいますので、そこら辺もニコットさんのほうに行ってこいということであれば、町のほうでも行ってお願いはしてきますが、どれだけの例えば需要があるのかとか、そういったところをやはり調査した上で何とかお願いをしたいというふうなことでいかなければいけないというふうにありますので、そういう声があるというふうなことはお聞きしてお願いに行きますが、どういうところとか、どういうものがというふうなものをぜひちょっと教えていただければなというふうに思います。

1番 ある方が、ニコットさんをお願いしたというのは聞いています。でも断られたというような、そういう話なんですね。私もニコットをちょっと見たんですが、そういう荷物置くとか、小さい石であれば置ける場所があるんじゃないかというふうに見ました。それで、これから冬季間でありますし、特にやはり屋内、店の中の一角に置いてもらえばなというふうに思います。

町長 店舗面積とかいろいろあるかというふうに思いますし、そういったところが置けるかどうか、店舗内というふうになりますと、なおさらちょっと難しいところがあるというふうには思いますが、一応、そういうことであれば、お願いには行ってみたいというふうに思いますので、まずは一回断られたというふうなところであれば、まず、かなり店舗内というのは厳しいのではないかと思います。そういう声があるということで、要望に行ってみようと思います。

1番 町長忙しいと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

次に、老老介護というのは、皆さん聞いている、耳にしていると思いますけれども、今、新聞とかテレビでダブルケアというようなのが話題になっています。晩婚化が進んで、家族が親を介護して、そして子供、子育てするとか、そういうダブルケアというようなことが話題になっておりますけれども、その辺、舟形町ではそういう実態とか、そういうところは把握しているところあれば、ちょっと教えてほしいなというふうに思います。

町長 その点につきましては、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 介護している家庭の把握は、要支援・要介護度というのもあるので、家庭で介護しているという状況は把握しております。さらに、その家庭に対して、年2回から3回、慰労ということで、家族で温泉にでも行きましょうというか、小旅行的な日帰りを組んで町でもやっているところです。

その感触的なもので、統計的なものではないんですけれども、その案内者については180世帯ほど案内しておるところで、実際参加されるのが10世帯ほど、感触的なもので申し上げますが、その中では大体60以上の方が介護しているという状況です。なので、若くても50代ぐらいはいるんですけれども、なので高校生ぐらいはいるのかなと思いますけれども、小・中学生以下というのはまずいないかなという舟形町の状況だと思います。

1番 分かりました。

次に、空き家の関係ですけれども、町長の答弁の中で、空き家購入と利活用に資する新たな支援制度を検討したいと考えているというようなことが答弁あるんですが、具体的にもう少し詳しい内容をお願いしたいと思います。

町長 まだ具体的な内容はございません。ただ、今回の質問を受けまして、45歳というのは子育て支援世代に対する住宅の新築というふうなところがあったので、それを今度は中古物件もというふうに該当してしまったために、45歳というそういう年齢がそもそも残ってしまっていると、今の制度ではできないので、新たな制度も考えていかなければいけないというふうにまとめているところでございまして、具体的な制度設計についてはこれからになります。

1番 分かりました。

次に、現行の若者というか、定住に向けた45歳未満の現在の補助金あるんですが、これを交付した実績というのはこれまで何件ぐらいあるんでしょうか。

町長 その件につきましては、地域整備課より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 空き家取得により補助金を交付している件数なんですけれども、令和2年度で1件、令和5年度で1件の計2件の実績があります。

1番 分かりました。

次に、最後ですけれども、子育て、町の支援住宅があるわけですが、子供の年齢、小学校卒業しますですか、対象ということになると思うんですが、その後のそういう人たちの傾向といいますか、住宅を借りるとか、いろいろな住宅を建てるとかいろいろあると思うんですが、そういう場合の町でのそういう人たちの傾向、それから町でどういうフォローしているかというか、その辺、取組ありましたらお願いしたいと思います。

町長 その制度につきましては、基本的には、子育て支援住宅は、一番下の子供が小学校を卒業すると退去しなければいけないという年齢制限がございまして、その年齢制限の該当する方が出てきたというふうなところで、福祉避難所ととの間に宅地を造成して、その方々向け

に宅地を造成したところでございます。大半はそちらのほうに新築されているというふうに
思いますが、1件だけ堀内のほうにいられている方いらっしゃいますが、詳しい内容等につ
いては、地域整備課長より答弁させていただきたいと思います。

地域整備課長 子育て支援アパートを退去された方については、先ほど町長申し上げたとおり、
ひだまり分譲地のほうにほとんど入居されております。町外へ転出された方というのは、二、
三件というふうに記憶しております。あとは、自分の実家のほうに入ったというそういう状
況であります。

以上です。

1 番 小学校までというようなその制限、制度的にあるわけですが、それを引き上げるというこ
とはできないんでしょうかね。

町長 子育て支援住宅については、そういう制度の下で造った住宅でございますので、過去にも
議会のほうからいろいろご指摘は受けましたが、町の方針としては、その方針を変えずに地
域に定住していただくという思いでやっておりますので、その方向は変えません。

1 番 分かりました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上をもって、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2 番 叶内昌樹議員。

2 番 それでは、さきの通告書に従いまして、私から一般質問したいと思います。

私の主題として、一つといたしまして「公共交通網の今後について」でございます。

現在の舟形町の公共交通として、JRの奥羽本線、陸羽東線、山交バス、タクシー、デマン
ド型乗合タクシーがあるわけですが、7月の災害により、陸羽東線においては列車代行バス
対応になっております。東線においては、赤字路線と問いただされている現状のようです。
利用者の減少により運行ダイヤも改正され、少ない本数での運行になっております。

以下の3点について、質問いたします。

1 目、町としての公共交通としては、町営バスからデマンド型乗合タクシーに移行したわ
けですが、本業のタクシー営業が18時以降に運行しないとしているため、町で高齢者に対し
てタクシー券を配付していて、18時以降の使用ができないとの声もあります。18時以降に新
庄タクシーや尾花沢タクシーでもタクシー券を利用することができないのか、町長に伺いま
す。

2 目といたしまして、国道13号線の道路拡張及び山交バスの停留所の進捗状況をお伺い
いたします。

3 目といたしまして、北海道のオホーツク海側の小清水町では、9月からマイカーを地域
の足とした試験的なサービスが始まりました。11月には尾花沢タクシーが県内初のライドシ

ェアを導入しており、舟形町民でもライドシェア登録ができないかと問い合わせしました。残念ながら舟形町は管轄エリアに入っていないため、登録は難しいとの返答をされましたが、アドバイスといたしまして、公共交通会議で舟形町も尾花沢タクシーをエリアに入れていただければ、ライドシェア登録も可能になるようです。今後は高齢者率も増加し、免許返納で交通手段がなくなり、買物難民も増加傾向になり、住みにくくなるのではないかと懸念しています。先のことを考えれば、地域住民が地域交通を支える取組も必要になるのではないのでしょうか。町長の見解を伺います。

町長 それでは、2 番叶内昌樹議員の「公共交通網の今後について」についてのご質問にお答えいたします。

初めに、18時以降の町外タクシーに対する町タクシー利用券の利用についてですが、最上管内において、高齢者を対象としたタクシー利用券の配付を行っている事例は、当町のほかに戸沢村のみであります。また、戸沢村では新庄市のタクシー事業者にも利用できることとしておりますが、当町においては、これまで80歳以上の方の移動支援とともに、町内事業者の活用という視点から、タクシー利用券の利用を町内タクシー事業者に限定しておりました。

現時点において、タクシー利用券に該当する80歳以上の方やご家族などの関係者から、町担当課に対して要望やご意見はいただいておりますが、秋以降に町内タクシー事業者の営業時間の変更もありましたので、状況を整理しながら対応を検討してまいりたいと考えます。

次に、国道13号線の道路拡張及び山交バスの停留所の進捗状況についてですが、国道13号歩道整備事業に係る進捗状況を山形河川国道事務所に確認したところ、現在、用地取得を進めており、約70%の進捗率とのことです。また、工事着手の予定については、用地取得の進捗に応じて検討中であるとのことであります。

また、山交バスの停留所については、昨年7月に山形市の山交バス本社の担当者に、国道13号歩道整備事業に伴いバス停の移動が生じることに関連して、バスの到着を事前に知らせる案内機能を備えた待合室の設置と、山交バス側からの支援なども含め、相談をした経緯がございます。そのときは、事業の概要について、山交バス側にはまだ情報がないという理由から、具体的な協議には至っていない状況であります。

最後に、当町におけるライドシェアの取組についてですが、町内タクシー事業者の営業時間の変更により、現在、18時以降の営業は行われておらず、夜間の急な用事や飲食を伴う会合からの移動については、家族などによる送迎または運転代行に依頼しなくてはならない状況もあることから、移動にお困りの方が出てくるのが想定されております。

他県の事例を見ますと、国の制度改正により、今年度から一部の都市を中心に民間タクシー会社が事業主体となった日本型ライドシェアが展開されており、尾花沢市の民間タクシー事業者が県内初のライドシェアに取り組むことが新聞、テレビなどのメディアで紹介されまし

前述のとおり、18時以降におけるタクシーなどの移動手段がない状況は、少なからず移動にお困りの方が出てくることが想定されることから、町民が生活の中で移動に困らないためには、町民がドライバーとして自家用車とともに協力をいただけるライドシェアの取組も移動手段の一つであることを念頭に入れていかなくはないと考えております。

2番 ありがとうございます。

町長 営業時間の変更については、事業者側の都合でございますので、事業者さんが利用者に対して告知をすべきだというふうに思っております。

– 37 –

町長 公共交通機関とはいうものの、基本的にタクシー事業でありまして、デマンドタクシーとはまた違うところがございますので、先ほども申し上げたとおり、事業者のほうで利用者に対して告知をすべきであろうというふうに思いますので、また、全ての町民がそのタクシー事業の時間変更に影響されるかという、そうでもないというふうな状況もありますので、できれば叶内議員のお店の前にもそのような張り紙をしていただくとか、そういう飲食店関係の方についてはそのような配慮をいただくようにしていただきながらも、なお、もしお知らせ版等で出す必要があるのであれば、こういうふうになりましたというふうなことをお知らせ版で告知することは可能かというふうには思います。

2番 車社会でありますので、なかなかその、80歳超えた方もやはり車利用されている方も多いと思いますので、なかなかこのタクシー券を利用する機会がないというお声も聞きますけれども、そういうふうな形で、まず民間のほうからまず告知して、うちのほうもそういうふうな張り紙をしたいとは思っています。

それと、そのタクシー券の利用につきまして、新庄タクシー等の戸沢村ではやっているようですけれども、状況を整理しながら対応を検討してまいりますという答弁ありましたけれども、これは前向きな検討でお聞きしていいのか、あとは先ほど言いましたけれども、尾花沢タクシー、隣は大石田と尾花沢、隣は新庄という形でありますので、尾花沢タクシーさんのほうが、舟形町が管轄に入っていないと、新庄は管轄に入っているということでもありますけれども、使えるとしても、今後、尾花沢タクシーを管轄エリアの検討もしていくのか、その点伺います。

町長 答弁の中でも申し上げましたが、町内事業者の継承、継続というふうなことが第一義的というふうなことがあります。戸沢村さんは自社の戸沢村でのタクシー会社さんがいないというふうなところで、新庄タクシーさんが入っているんだというふうに思いますけれども、そういった意味で一旦それを許してしまうと、運輸局のほうの免許の関係もあるんですが、いろいろと問題も出てくる場所もありますし、まずはしっかりと星川タクシーさんに事業継承をしていただくということが、一番の我々の願いであります。

2番 後ほどの質問のほうにもこの件は出てきますので、その時またお話ししたいと思いますけれども、続きまして、国道13号線の道路各町に対してですけれども、用地取得自体が今現在約70%とありますけれども、残り30%の用地取得が困難になっているのかちょっと分かりませんけれども、これは国土交通省の管轄でありますけれども、その辺の進捗状況が30%をもし満たさない場合が出た場合というのは、期間延長だったり、進捗できなくなる状況の際の対応、またはその際に町の庁舎を解体して、そこを駐車場にするという話もありましたけれども、そういうものも同時に進行していくのでしょうか。

町長 国の国交省サイドの予算でいくと、歩道整備事業というのが交通安全事業の部類に入っておりまして、この予算というのがあまり伸びていない状況であります。そういった中で、県内の交通安全事業、歩道整備であつたりというふうな事業を県内各地でやっておりますので、なかなか予算の確保が難しいというふうな山形河川国道事務所のほうのお話でありました。

ある程度用地買収が進めば工事費になりますので、そちらはある程度お金をかけられるんですが、用地の段階のお話ではなかなか十分な予算が配分できないと。他地区とのバランスを見ながらといいますか、そちらのほうの進捗状況で、どうしても工事費として金をかけなければいけないとなれば、舟形地区の歩道整備事業については予算が少し減少すると。逆に言うと、工事費がつくような場合については、他地区の分を削って舟形に一気にするというふうな状況でございますので、引き続き、山形河川国道事務所の森田所長さんをはじめとしまして、要望はしてまいります。

また、今の段階で中止になるというふうなことはなく、事業を継続して国土交通省のほうで実施していただけるものと思います。

また、第2庁舎につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、山交さんとどういった形の待合所、現在仮設のプレハブを設置しておりまして、中にはエアコンもつけながら、冬でも暖かく夏でも涼しくというふうなところで、最大限、町としても山交バスの利用者に対して便宜を図っているところでございますので、引き続き、完成するまでの間、どういう形でものを造ろうかというふうなことを山交さんとも相談しつつ、町の利用計画も立ててというふうなことで考えております。

駐車場につきましては、まだはっきりはしませんが、J Aさんのほうの舟形支店のほうの移転計画もあるようでございまして、そうした場合の話も組合長のほうからいただいておりますので、そこらを一体的にしたほうが経済的かなというふうなところもございまして、まだ更地のままでいる状況でございます。

2番 ありがとうございます。

その点は国の事業なので、そこまで口は出せないと思いますけれども、やはりこう、今回災害もいろいろあつて、なかなかいろいろなものに予算というのがなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、まず引き続き、まず山交さんともうまく話をしながら、やはり町にとっての利活用できるようなものにしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、3つ目の件でありますけれども、まずライドシェアに関するところで、荒澤議員や伊藤議員のほうからもまず買物難民的なもののお話ありました。

ちょっと私のほうからは視点を変えまして、今回、ライドシェアに関して以前一般質問した際にはありますけれども、後半のほうに、町内にも既存するタクシーがあるのでということありますけれども、そのライドシェアに対しては、以前は町内業者は考えないという話があ

りましたので、ちょっと私的に尾花沢さんがスタートしたのでちょっとお伺いに行ったという経緯でありますけれども、やはり今後というか、今喫緊な課題ではないとは思いますが、事業者がある時点では。ただ、やはり今後買物、免許返納等あった場合に、確かに移動販売車で販売するものは、必要最低限のものを買える場としてはすごくいいのかなとは思っております。

それとはほかに、やはり気軽に行ける足として、デマンドタクシーはやはり時間制限、時間帯も決まっております、やはりそれを買物に使えるかということ、なかなかそういうことも使えず、タクシーで使うかといった場合にも、やはり今デマンドタクシーさんが結構な仕事があるのかなと思っております、そこら辺を事業とデマンドタクシーが合わなくならないような対策でやっているとは思いますが、やはり伊藤議員のほうからありますけれども、やはり買いたいものを自分で選んで買ったりとか、あとは大物とか大きいものを買う場合には、やはりデマンドタクシーには乗せられないとありますので、私がこの北海道の小清水町の取組について、これはNHKのほうで先日報道ありましたけれども、やはり町民が主体になって地域の人たちの送迎をするシステムとして、このライドシェアサービスをタクシー業者と共有しながら進めている事業であります。

こういった形で、やはり舟形町はとても長い、長沢から堀内までという長い地域でありますので、やはり各地区ごとでもいいので、やはりこういう地域ライドシェア的なものも必要ではないかと今後思っていますけれども、以前の質問のときに、やはり今後、タクシー業者のほかにも違うことも考えていかなければいけないなという答弁もありましたけれども、その点について、方向性とか多少決まってというか、何かあれば、教えていただきたいと思えます。

町長 県内の中で尾花沢タクシーさんがライドシェアを第1号にしたというのは、やはり銀山温泉という大きな観光地を抱えながら、タクシーの運転手不足というふうなこともあるがゆえに、ライドシェアに踏み切ったんだらうというふうな推測がされます。やはりそこにはある程度の利益が生むというふうなこととか、必要性がやはり大きくあるというふうなこと、需要の問題も一つはあるのかなというふうに思っております。

一方で、小清水町のお話であります、ここは逆に言うとうちの町に近くて、人口も3,000人切っているような町でありましたけれども、やはり公共交通機関がないというふうなところで、公共的なライドシェアをするというふうなことでありますが、やはり問題は、運行管理であったり、車両の点検とか、そういったところをタクシー事業者さんにお願いするような形になったり、いろいろその制約があるわけでありまして、そういったものを例えば星川タクシーさんに今お願いをするとすれば、今のところ星川タクシーさんにはあまりメリットがないというか、自分たちのタクシー事業を圧迫するようなそういう制度になるわけで、

今後、いろいろこの議会の前にも、まちづくり課長が星川タクシーさんのほうに行って、社長さんと専務さんのほうとお話をしてきたところ、2人のご意見がなかなか合わないような状況でありまして、そこはまずは事業継承というふうなことが一番大事でありまして、新たに運輸局にタクシー事業者の許可を得るとなると、大変な作業と労力とお金もかかるだろうというふうに思いますので、できるだけ事業継承できるようにというふうなことで、デマンドタクシーを導入するあたりから事業後継の話を一生懸命させていただいているんですが、なかなか社長としても思い入れがある事業であるというふうなこともあって、新たな後継者というふうな話についてなかなか同じテーブルに乗らないといいますが、そういう状況であったんですが、ただやはり本人の体の問題もございまして、奥さんのほうともいろいろと話をされているような状況でもあるようですが、まずはしっかり星川タクシーさんという事業継承ができるような形の中で、うまく進めていけたらいいかなというふうに思っているところであります。

小清水町についても、やはりボランティアドライバーという形で募集をしているというふうなことでありますので、なかなかそういったところのドライバーをやっていただける方が、もうこれを探すのもまた一つ人手不足というふうな中でいくと、厳しい問題もあるのかなというふうに思っておりまして、制度はつくっても、それが運用できなくなるようなことでは、これもちょっと致し方ないというか、まずい部分でもありますので、できるだけうまく、どのような形のものが今後公共交通機関として必要なのかというふうなことを検討していかなければいけないというふうに思っております。

2番 ありがとうございます。

この小清水町では、3,000人から4,000人規模の人口でありますけれども、この小清水町では町民に対してアンケートを取って、そのライドシェア地域移行の運転手、ドライバーを探すといったときに、その4,000人弱のところから最初140人、してもいいよというようなアンケートを結果が出たようで、実際運営してみたら、200人を超え、140人を超えて200人という運転者手が確保されたようでございます。やはり相当交通、足に困っているのかなと認識しております。

やはり口には出せなくても、やはり先ほど家族でも、勤めが新庄の子供に何か買って来てとか、なかなか頼めないということもありますので、やはりそういった自由の幅のきかせたことができればいいのかなということがあります。

あと、それと私言っているのは、舟形町の事業の逼迫ではなくて、やはり18時以降、6時以降なくなったことに対する意見でありましたので、決して町の業者に対するものではなくて、そういうなくなった時間帯についてどうするのかという質問でありますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

それと、先ほど継承という話ありましたが、尾花沢さんはやはり銀山温泉という大きい母体があって、今回インバウンド系ですごく人が来るということで、運営上の逼迫があってということがありますが、隣の最上町さんのほうでは、タクシー事業が今年度をもって廃業するという事になっております。最上町のほうでも観光地、やはり温泉地にありまして、そこでタクシー事業がなくなるということでもあります。

いろいろ私もちょっと知り合いなので、最上町タクシーさんのほうにちょっとお伺いしたら、やはり町とのパイプ的なものがなかなかうまくいかず、やはり今までバス、スクールバス等もタクシー業者でやっていたんですけども、それが委託、何か町との委託契約になっていない人との入札があって、そこで現在の赤倉タクシー観光はゼロという数字であるようです。

やはり最上地域の民間のタクシー業者はどれも多分楽ないだろうと。だから、舟形町は逆にデマンドという形ですごくいい取組をしていますのでいいんですけども、やはり新庄においても、3社あったタクシー業者が今1社となっております、新庄タクシーさんのほうも、夜のほうも駅前にはもう一切タクシーを停めず、電話をしないと来ないような状況になっております。

うちの場合でも、やはりタクシーがなくなって新庄を呼ぶときも、もうタクシーないと、もう2時間待ちだとか、3時間待ちだということがあります。そうなりますと、実質はうちの方が迎えに来てくれるか、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○やはり少人数ではありますが、やはりタクシーがないということは、人によっては相当大変なことだとちょっと考えておりますので、ライドシェアをするにも、やはり尾花沢タクシーさんじゃないと契約ができないということもありますので、私はまずは6時以降のタクシーとか利用する際に、新庄タクシーさんと呼ばなきゃいけない状況になっておりますので、そういうふうな形で、先ほどのタクシー券もありますけれども、そういうふうな形をもってやはり新庄タクシーではもういっぱいいっぱい、最上町のほうも尾花沢タクシーと何か提携するようです。

そういうのはやはり、今は陸羽東線は通っていませんけれども、やはり宮城から来る方が最上町からやはり越えて行く方もいるらしいんです。そのときに、今までは観光タクシーを利用していたらしいんですけども、それができなくなるということで、尾花沢タクシーさんのエリアを最上町にも広げてくれという形でお願いしているようでもありますので、そういうもうタクシー業者も少なくなる中で、そのエリア的なものの縛りも私はなくしていくべきかなと思いますので、こういった質問をしています。その点、18時以降の考えでありますので、その点についてどう考えますか。

町長 おかげさまでデマンドタクシーの活用についても、町外便の1便増やしたことで、買物利用という方も増えておりまして、12月補正に上げております。やはり利用者のほうもうまく活用して、新庄市内に買物に行っているというふうなことがあるようでございます。

また、やはり、ちょっとあれなんです、6時以降のお年寄りに関しましては、あまり利用者がいないという、タクシー券についても何に使っても、どこに行くのに使っても問題はないというところなんです、基本的にはお医者さんとかそちらに行くところで使うところが多いもんですから、高齢者の方々についてはそんなに不満がないといえますか、役場のほうにそういった苦情もないというところがそういったことかなというふうに思います。

ただ、一方で、私もそうなんです、町内で飲食があると、今まで星川タクシーさんを頼んでいたものが頼めないというふうな状況がございますので、その点については私もちょっと困っているところではございますが、今後、18時以降の問題等についてどういうふうにするばいいのかというものと、あと公共交通会議の場でそのエリアとか、なかなか厳しいところもございまして、うちのほうの公共交通会議についても、新庄市内の事業者さんも入っているかな、入っているんですが、やはり管外といえますか、村山地域のところは入っていないというふうなこともございまして、そうした場合にはなかなかそれを越えてというふうな形にはするのは、結構難しい作業になるかなというふうに思っているところでございます。

2番 その交通会議というのが難しいのかちょっと分かりませんが、今現状はいいですけども、例えば今は町とウィン・ウィンという形で事業者とやっていますけれども、今回、最上町さんが、まず2月20日、車が車検が切れる時期には、まずタクシー営業はやめると。あと、町と何か締結しているものが3月31日までありますので、その点についてはそこまではしますけれども、何かその後もう町を出ていくという話とかもありますので、何かすごく悲しい話だなあと思って、やはり民間事業者がぽんとなくなることにつれて、例えばの話ですけども、舟形町でももし何かなくなった場合の手段がなくなってしまうと、相当苦勞するのかなと思いますので、やはり次の模索というか、次の段階も考慮しながらいっていきたいと思いますので、その点、今後ともよろしく願いいたします。答弁あれば、よろしくお願い致します。

町長 先日、南部商工会主催の最上町、大蔵村、舟形町の首長も含めての意見交換がございまして、その際に、最上の町長さんが東線の運行再開について熱く語っておられまして、さらにつけ加えて言われていたのが、2次交通を充実させないと駄目なんだという熱く何度も語られていたのにもかかわらず、そういう現状があるのかなというふうなことで今お聞きしたところでございます。

舟形町につきましては、先ほども申し上げましたとおり、デマンドタクシーを導入するときから、事業後継の話については社長のほうにお話をさせていただいて、町としては、地域お

こし協力隊で事業継承するような人材を募集してもいいので、とにかく社長のゴーサインをもらわないと、社長が元気なうちに事業継承していくような方向でお願いをしたいというふうなことで何度も申し上げているところでございますので、引き続き、星川タクシーさんのほうについては、良好な関係の中で事業を継承していけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

2 番 その事業継承もそうですけれども、やはり前向きな、地域に合った交通システムを今後考えていくべきだと思いますので、今後、私もそうですけれども、町のほうといたしましても、そういうことも頭に入れながらいっていききたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後 2 時 35 分まで休憩といたします。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

7 番奥山謙三議員。

7 番 それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

主題としまして、「耕作放棄地を出さない方策は」と題して行います。

今般、農林水産省で示した試算によると、農業者が減ることで、2030年には、2020年と比べて92万ヘクタールの農地が耕作されなくなるおそれがあることが発表されました。この数字は、東北地方の農地面積、2024年で81万ヘクタールを上回る規模です。特に、土地利用型作物（米、麦、大豆など）は、2030年、耕地面積予想は142万ヘクタール、2020年実績比で74万ヘクタールの減、率で34%の減。農業数の予測では、2030年は27万経営体で、2020年実績比33万経営体の減、率で55%の減。全体の耕地面積は、2020年実績比で35%の減。農業者数は、2030年の予測は54万経営体で、2020年実績対比で54万経営体の減、率で50%の減のことで、私自身も大きなショックを受けています。

この流れは、当町にも当てはまると推測されます。舟形町の基幹産業である農業、その土台となる農地の維持保全が重要と考えます。耕作放棄地を出さないための方策をお聞きします。

町長 それでは、7 番奥山謙三議員の「耕作放棄地を出さない方策は」のご質問にお答えします。

初めに、日本農業新聞によりますと、農林水産省が示した試算については、11月6日の食料・農業・農村政策審議会企画部会で示されたものであります。

耕作面積と農業者について、2020年の実績値と2030年の予測値を比較したものでありますが、試算方法については、近年の増減ベースや直近の年齢構成を基に、2030年時点の経営体数を予測し、2020年時点の1経営当たりの平均的な耕作面積を掛け合わせ、2030年時点でどのぐらいの農地が耕作されているか、算出したものであります。

試算は、土地利用型作物（米、麦、大豆など）、露地野菜、施設野菜、果樹の4品目に分けて行っておりますが、同省が品目ごとに耕作面積や農業者数の将来予測を示すのは、初めてのことであります。

奥山議員の一般質問通告書の中にあるように、試算の結果は、耕作面積の合計が35%減少し、農業者数の合計が50%減少するという結果になっております。ただし、同省は試算の条件として、今後の経営規模の拡大や生産性の向上は考慮していないと説明をしております。

一方で、近年における当町の米の生産状況については、生産者数が2020年では336人であったのが、2024年では268人と、4年間で20.2%減少しております。主に、生産者の高齢化や生産コストの高騰による離農が原因と考えられます。1年当たり約5%減少していることから、このペースで離農が進むと、6年後の2030年には、同省の試算どおりに50%減少しかねない状況であります。

その反面、水稻の作付面積を見てみますと、2020年は1人当たり2.81ヘクタールであったのが、2024年では3.2ヘクタールと、4年間で13.9%増加しております。これにより、当町の米農家については、経営規模の拡大が進んでおり、担い手等が離農者の農地を引き受けていることが分かります。

以上のことから、農業者の減少は進んだとしても、それと同時に担い手への農地の集積が進むことで、耕作面積の減少は同省の試算ほど減少しないことが予測されます。

ご質問にありました耕作放棄地を出さない方策についてであります。最も効果が高いのは、圃場整備事業であると考えております。面積が小さく不整形な農地の区画成形を行うとともに、用水路、排水路、農道などを整備することにより、これまで作業効率が悪かった農地を優良な農地に生まれ変わらせることができます。

現在、当町では、5地区259ヘクタールを県営事業で整備中ではありますが、大区画農地の造成、地下かんがい設備の導入、水管理棟のスマート化、自動運転への対応など、農家のニーズに応じた整備を積極的に検討し、担い手農家への農地集積と高収益作物の導入を進めております。耕作放棄地の発生防止の効果が期待できます。

次に、農地の保全を目的にする多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用が有効であると考えております。田については、今年度事業で多面的が735ヘクタール、中山間が366ヘクタール、合わせて1,101ヘクタールで活動を実施しており、令和5年の耕地及び

作付面積統計によりますと、当町の他の全面積1,330ヘクタールの82.8%を占めております。今後とも両事業を活用しながら、農地の維持保全を推進したいと考えております。

しかしながら、例えば山間部の沢田などの圃場整備事業の実施見込みがなく、非常に多くの労力やコストを必要とする条件が悪い農地については農地の保全が困難であり、そのような農地は農地以外として利用していくことも一つの方法であると考えております。

いずれにしても、国や県の事業を活用し、関係機関と協力しながら、農地の保全を推進してまいりたいと考えております。

7 番 まず、最初に基本的なところを質問していきたいと思います。

遊休農地、耕作放棄地、荒廃農地、これらの区分の仕方、最初に教えてください。

町長 その点につきまして、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、荒廃農地からお願いします。こちらについては、作物の栽培が客観的に不可能というふうな農地ではありますが、こちらは農林水産省の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査という調査の中で定義されている言葉でございます。

続きまして、耕作放棄地になりますが、こちらは5年に一度調査されております農林業センサスの中で定義されている用語でありまして、以前耕作した土地の中で、過去1年以上作付がされていない農地で、この数年間の間で耕作する見込みがない農地というふうな位置づけであります。

最後に、遊休農地でございますが、こちらは農地法上の用語であります。農地法の中の用語でありまして、現に耕作されていない状態で、かつ引き続き耕作されないというふうに見込まれる農地であります。

耕作放棄地というのは本人の意思の問題でございまして、荒廃農地、あとは遊休農地というのは現況は非常に似ているんですが、その意思の関係で、農家の意思の関係で、耕作放棄地というのが出てきているというふうなことになります。非常に似ている、同じような形状の状態の農地を指すこともありますが、そのような区分となっております。

7 番 ありがとうございます。

そうしますと、町のほうでこの耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地、この辺の面積を把握しているのか、お聞きしたいと思います。

町長 面積につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 町で把握しているものについては、農業委員会のほうで遊休農地の数字を把握してございます。毎年、遊休農地の調査等を行っておりまして、今年の4月時点では17ヘクタールの遊休農地があるというふうに把握してございます。

荒廃農地等は、各それぞれの国の調査によるものですので、町として把握している数字はございません。

7番 次ですけれども、農地の貸し借りについてお聞きしたいと思います。

直近の田・畑の面積、全面積に対する割合、そのうち農地バンクを通じて契約されている割合、あとそのうちの受け手が担い手というような方が占める割合を教えてくださいたいと思います。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 先ほど町長の答弁にございましたが、まず、全体の農地の把握の仕方でございますけれども、統計によりまして、田が約1,330ヘクタール、畑が128ヘクタールというふうな数字をベースに考えますと、全農地に対する貸し借りされている割合については、全農地に占める割合は51.6%が貸し借りをされているというふうな状況であります。

続いて、農地バンク、農地中間管理事業を使った農地の貸し借りにつきましては、先月末時点で207ヘクタールございまして、農地全体に占める割合は14.2%。それで、貸し借りに占める割合としては27.5%ございます。

担い手の、その中で担い手が貸し借りしている割合、農地中間管理事業を使っている貸し借りのうち、担い手が貸し借りしている、借りている農地については、実際細かい数字は把握してないんですけれども、約95%程度であろうというふうに把握しております。

以上でございます。

7番 今の答弁の中で、この農地バンクを通じて契約している割合、14.2%。（「はい、全体の」の声あり）

そして、その農地バンクを通じてしている方の面積のうち、担い手が占める割合が95%ということだね。ここで聞いているのは、なぜ農地バンクを通じた契約が進まないのかということと、来年の4月からは目標地図の作成等もあるもんですから、農地バンクによる農地の賃借というようなふうに変わっていくようでありますけれども、今後この農地バンクを通じた貸し借りについての進め方を教えてくださいたいと思います。

町長 その点につきましても、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 農地バンクを使った農地の貸し借りの進め方というご質問でございますが、まず初めに、来年度から基盤強化法の農地の集積というやり方が廃止されます。来年度からは、農地法33条と、あとは中間管理機構のほうに2つになるわけですが、中間管理事業のやり方というのが、その目標地図に位置づけられたものが貸し借りの対象となるということで、実際には、その目標地図の突き詰めるのが非常に困難でございますので、その都度、目標地図を変更しながら対応していくというふうな形になりますが、担い手の方々がそもそも使っていくというふうな制度でございますので、担い手の方々にやはりこういった事業、例えば賃

借料を振込で口座引き落としされて、それで地権者のほうに振り込みされるというふうな、非常にメリットのある貸し借りの方法でございますので、そのメリットをぜひ紹介しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

7番 この農地バンクの利用が進まない原因の一つに、必ず契約するときに金額でと。相対の場合だと、米30キロとか、こういうふうな契約が多いわけですが、ところがこの農地バンクで契約するときには、10アール当たり7,000円とか8,000円とかきちっと決めなきゃならないわけですね。ここら辺の対応を変更するということはできないんですかね。

町長 その点につきましても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 賃借料の物納ができないかというふうな質問だと思いますが、その事業のルール上、現金というか、お金のやり取りでというふうに決まっておりますので、物納はできなくなってございます。

しかしながら、所有者とのやり取りの中で、所有者がどうしてもお米が欲しいといった場合については、ぜひその借りた方と貸した方の間でお話をさせていただいて、お米でもらうような形で、振り込まれた賃借料はそのまま借りた方にお返しして、お米でいただくというふうなやり方もあるよというふうな形でお勧めしているところでございます。

7番 次ですけれども、揚水機を利用して水揚げをして田を作っている箇所、何か所かあると思いますが、そういうふうな箇所について、ポンプの故障やら、配水管の老朽化によって非常に負担が増えてきているというふうな状況もあります。こういったことに対して、やはりこういうところが作付できなくなると、耕作放棄地やらというようなことが出てくる可能性が高いわけなので、こういうふうな揚水機等を利用されている方々への支援等何かありましたら、教えていただきたいと思います。

町長 その点につきましては、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 揚水機場の故障等に対する支援、ハード面での支援になりますけれども、国の補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業ということで、維持管理適正化事業での支援が可能となっております。補助要件については、補助事業等で造成した設備で200万以上の工事費で、国補助金30%、県補助金30%で、町補助10%、受益者負担30%で、受益者負担の30%は5か年で分割払いというふうな制度になっております。

以上です。

7番 ありがとうございます。

ぜひ、こういうふうな地域等についてはこういうふうな制度があるということを、十分に伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

次ですけれども、今回、4地区での第1回目の地域作成会議に4か所、私、出席しましたが、今回の会議を通じて感じたことはとにかく、この4回の会議に参加した担い手の人数、全体のうちの人数と割合を教えてくださいたいと思います。

町長 土地改良適正化事業につきましては、もう何十年もある事業でございまして、各揚水機場の持っているような方々については、一度や二度はもう使っている事業でございしますので、十分承知しているかというふうに思います。

先ほどの割合等につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきます。

農業振興課長 11月21日から地域計画の話し合いを開始いたしまして、長沢、舟形、富長、堀内と4地区で話し合いを開催させていただきました。奥山議員には全てに参加していただきまして、誠にありがとうございました。

それで、まず、各地区に担い手のほうが経営地またがっておりますので、その参加が重複してカウントするしかちょっとない状況でございまして、34人、延べで参加していただいております。割合がといいますと、その全認定農業者数今99名なんですが、一概に計算は延べ数なんで計算はできないんですけれども、34名が99名に対する割合ですけれども、26.3%というふうな状況になってございます。

7番 ありがとうございます。

いや、何でもこういう質問したのかというと、やはり担い手の方々から自分事として捉えてもらわないと、なかなか地域計画の作成というのは難しいのかなというふうに感じたものから、質問したようなところでした。

次ですけれども、現在、圃場整備5か所、259ヘクタール、これ県営事業で整備中ということですので、まず、その箇所、私、福寿野、紫山、沖ノ原、あと分からないんで、あとどこか、ちょっと教えてください。

町長 あんまり出番がないので私のほうで報告をさせていただきますと、三光堰西部地区、それから沖ノ原1期地区、2期地区、紫山向山地区、桧原地区の5か所でございます。

7番 では、今回答弁の中にも、圃場整備が一番集積を進めていくには近道だというふうな答弁がありました。そういった中で、では圃場整備を進めるための事業としてどういうふうな事業があるのか、お聞きしたいと思います。

町長 その点については、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 圃場整備を進めるための事業ということで、まず圃場整備事業、県営事業では20ヘクタール以上という要件ありまして、実際、担い手農家への集積を現在目標値が8割以上の計画をつくることとか、いろいろあるんですけれども、そこら辺の要件を、合意形成を踏まえて計画書をつくりつつということになります。まず、その計画書をつくるための調査設計が一つあります。3年ぐらいそちらのほうをかけまして、4年目、国の農地整備事業、国

補助金の経営農地整備事業の採択という形になります。そこから規模にもよりますが、大体10年ぐらいで完了を目指すというふうな今の流れになっております。

まず、農地整備を進めるに当たっては、町のほうに、地域整備課のほうにご相談いただければ、地元のほうで説明会をしまして、その進め方とか、合意形成の仕方とか、説明いたしたいと思いますので、地域整備課のほうにお問合せいただければと思います。

以上です。

7番 当然のことでしょうけれども、私が聞きたかったのは、この農業競争力強化農地整備事業、あと農地中間管理機構関連農地整備事業、両方見ると、最初のやつは面積要件が10ヘクタール、そしてその下のほうが5ヘクタールということで、面積的なハードルはさほど高くないわけです。そういったところを、今手挙げてないところにやはり話をして進めていかないと、今回圃場整備進めているところについての当然地域計画作成は、非常にスムーズにいつているというふうに思いましたが、やはり圃場整備も全然やっていない昔からの田の状態のところについては、なかなかこう現実的な問題として集約が進んでいかないというふうな現状を考えると、この圃場整備のハードルは低いというようなところをもう少しこうPRすべきじゃないかなというふうに思ったんですが、この辺について町長の考えがあれば、お聞きしたいと思います。

町長 要件は下がるんですが、県営事業になった場合に、工事費に対する負担金額がほぼゼロというふうな状況であります。ところが、奥山議員が言われたその5ヘクタールであったり、10ヘクタールというふうなものについての補助率が変わってきて、農家の負担が増えるというふうなことがあるかというふうに思っております。

詳細が分かれば、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 圃場整備事業に関しては、地域の合意形成、農家間の合意形成が最も重要であろうと思います。これにつきましては、最終的に自分の田んぼを換地しなければ、換地配分しなければならないということがありまして、今ある土地から別の場所に移動するとか、面積が増えたり減ったりするという部分ありますので、まずは地元のやらなければならない、こういう圃場整備をして、こういう作物を作って農業経営をしていきたい。あと一番重要なのが、今の制度ですと、担い手農家に農地を集積しなければならない。あとは高収益作物をある程度作付しなければならない。

いずれにしても、農家経営体の所得アップ、もうかる農業ということを目指している部分ありますので、そこら辺についてしっかり合意形成、誰を担い手にするのかというところが一番難しい部分でありますので、決してハードルが低い、面積要件のハードルは低くなっているんですけれども、実際はそれ以上にいろいろな部分で厳しい要件、国がほとんど工事費、測量設計費に対しては100%近く支援するという形にはなりますので、決して簡単になるよう

な、簡単に採択できるような制度ではないんですけれども、地域の要望があれば、いつでもご説明に伺いますので、ぜひ相談いただきたいと思います。

7番 私の勉強不足なのかもしれませんが、この競争力強化農地整備事業、これ集積率が75%以上になれば、地元負担はゼロ、あと農地中間管理機構のやつは、80%以上担い手に集まれば、地元負担ゼロというふうな私は認識しているんで、この辺ちょっと間違っておったら後から教えていただきたいと思いますのですが、やはりまとめていかなければ、農地を農地として間違いなく残せなくなるというようなこの現実を考えていくと、やはり担い手を中心にした集積、これはしょうがないというふうに思います。

というのは、やはり所有者側にとっても意識の改革は必要だと思います。所有する権利と耕作する権利は別なんだというような意識分けをしていかないと、なかなかまとまていかないと思います。この辺の意識については、やはりこれからちょっと時間がかかるにしても、進めていただきたいというふうに思います。

次ですけれども、耕作放棄地発生防止するために、多面的とか中山間、これについて8割以上の面積の参画があるということで、これによってかなりこう耕作放棄地が抑えられているなというふうに思います。来年以降新たな5年間の事業がスタートするわけですけれども、この参加状況についてお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金につきましては、令和6年度、今年度が最終年、今期の最終年でございまして、来年度から新たな5年間に入っていくことになります。また、計画策定は年明けてからというふうなことで、具体的なところはこれからなんですけれども、一部やめたいというふうなところは申出はございますが、まだ確定的ではないものですから、まだはっきりとしたことは言えないというふうな状況でございます。

7番 やはりこの事業にとっての一番のネックは事務作業だと思うんですよ。やはりこの事務作業をどこかで引き受けてやってくれるような体制というものも考えていかないと、なかなかこの事務負担が多過ぎてやめていくというふうな組織が多いんじゃないかなというふうに思っております。そういったところで、少し町のほうでもこの事務作業についての軽減について検討していただければなど。軽減ということは、別のところでできるような体制の構築、これも考えていただきたいなというふうに思います。

最後になろうかというふうに思いますが、第1回目の地域計画作成会議、4か所実施しましたが、やはり出し手、受け手の利害が複雑に絡み、非常に難しいというようなことは痛感しました。ただ、やはりこれを進めていかないと、集約化は進まないというふうに思います。そういったことで、今年度もう1回ありますが、町として、受け手への集積、団地化をこの

地域計画も含めてどのように進めていくのか、今考えていることがあれば、お聞きしたいと思います。

町長 その点につきましても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 地域計画の話合いでございますが、これまで行ったのは第1回目ということで、どちらかというとシステム上の国のシステムの結果もございまして、現況の地図を作るといふふうな作業でございました。意見を頂戴して、その現況地図のベースをちょっと作っていただいたので、全てではございませんが、それを反映した地図を現在作成中でございます。

第2回目の際には、現況がより分かるような地図になってまいりますので、その場でまたいろいろな話合いを進めたいというふうに思います。

やはり耕作者と地権者の関係がございまして、耕作者同士で話合いをしっかりとしないと、お互いの耕作地を交換したりしてするのが集約化でございまして、たくさん来てくれないと進まないという状況があります。

ですので、認定農業者協議会とかを活用しまして、ぜひ声掛けをしてもらって、より担い手が来てくれるような進め方をしたい、ご案内をしたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、8番八杵 太議員。

8番 それでは、最後になりましたけれども、私のほうから通告しておりますとおり、「陸羽東線の早期復旧要請を強力に」ということで一般質問をさせていただきます。

7月25日、山形県北部地方を襲った豪雨により、町内でも住宅倒壊や浸水、土砂崩れ等、道路や河川、住宅や農地、あらゆる箇所で甚大な被害をもたらし、我々の生活にも大きな打撃を与えました。道路や鉄路も通行止めや運休が発生し、通勤・通学等の移動にも不便な日常を送っている住民もいます。被災された方々に改めてお見舞いを申し上げます。

国から激甚災害の指定を受け、町としても復旧復興に奔走しているところですが、全ての分野にはまだまだ手が回らないというのが実情と察するところですが、引き続きの対応をお願いするところです。

こうした中、新庄と宮城県の小牛田間を結ぶJR陸羽東線も甚大な被害を受け、特に鳴子温泉・新庄間は、線路への土砂流入や護岸崩落等、被災場所は19か所にも及び、不通の状態が続いており、いまだに復旧の見通しすら示されていない状況です。代行バスの運行が行われていますが、本数や運行時間等、通勤・通学、通院などの従来の利用者の方々にとっては大変不便を強いられている状況にあり、自家用車等での送迎も含め、家族の負担につながっております。

陸羽東線は、ＪＲ東日本の線路の中でも輸送密度が低い路線ワーストスリーに挙げられる鳴子・最上区間を含み、総じて赤字路線であることから、被災を契機に復旧を目指さず、廃線や沿線自治体への大きな負担を求める動きが懸念されています。

これまでも、陸羽東線利用推進協議会等で沿線の利活用を図ってきたところですが、まさに存続の危機に直面している今、沿線の近隣市町村と連携して、早期の復旧を強力に訴えるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

町長 それでは、８番八鍬 太議員の「陸羽東線の早期復旧要請を強力に」についてのご質問にお答えします。

７月２５日の豪雨により、当町を含め、山形県北部は甚大な被害を受けました。ご質問にあるように、当町を通る陸羽東線もその被害によりいまだ復旧の見込みが立たず、新庄駅から鳴子温泉駅間が運休となっており、現在は代行バスが運行されている状況であります。

そのような中で、県及び最上地域８市町村を含む酒田市から宮城県美里町までの沿線市町村や商工会、観光協会などの関係団体で構成されている陸羽東西線利用推進協議会（会長新庄市長）において、来年１月にＪＲ東日本東北本部に陸羽西線の運転再開とともに、陸羽東線の早期復旧工事への着手と運転再開についての要望書の提出が予定されております。

そのほか、市民団体による署名活動も展開され、宮城県及び山形県の住民等で組織されているりくとうサポーターズにおいては、１０月に署名活動が展開され、陸羽東西線利用推進協議会会員をはじめ、当町長沢地区の町内会長及び町民からもご協力をいただきながら、約１万８、０００人の署名を１１月２２日にＪＲ東日本東北本部に提出し、陸羽東線の早期復旧と運転再開の要望を行ってきたことを確認しております。

陸羽東線については、当町において東長沢駅、長沢駅の２つの駅を有しており、通勤・通学をはじめ、生活に関わる移動手段の一つであります。ＪＲ東日本では、新聞・テレビなどのメディアを通じて赤字路線の状況を公表しており、陸羽東線もその中の一つとなっておりますが、当町としても、一日も早い復旧工事への着手と運転再開への必要性を感じておりますので、今後も沿線自治体及び関係団体とともに要望を行ってまいりたいと考えます。

８番 議長からは、会議時間の延長は駄目だと言われていまして、早めに終わらせたいというふうに思いますので、ご協力よろしくお願いします。

まず初めに、改めてこの現状認識を共有したいといいますか、思っているところですが、答弁にありましたように、いまだ復旧の見通しが立っていない、代行バスが運行されている状況ですが、町長は、この状態で、いずれ時期が来ればこの復旧工事が始まって運転が再開されるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

町長 復旧はするものだというふうに思っております。運転再開もされるんだろうというふうに思いますが、ただ、米坂線での被災した条件等を今、県を含め沿線市町村のほうの状況を見

ますと、福島の只見線の例によって、上下分離というふうな復旧方法をＪＲさんのほうから提案いただいているというふうなことがありまして、それを例に米坂線でも復旧が難航しているというふうな状況であるようです。恐らくそういったことももしかするとＪＲのほうから提案されるかなというふうな思いはございますが、どうしてもこれを廃線にするというふうなことにはならないというふうに思っております。

８番 大変心強い答弁をいただいたなあというふうに思います。

ちょっとここで陸羽東線についてちょっと話をしたいというふうに思うんですけども、陸羽東線は、ご存じのように、宮城県の美里町にあります小牛田駅からこの新庄までの沿線距離にして94.1キロというようなことで、大正６年に全線が開通しております。明治43年にこの鉄道敷設法ですか、何か鉄道の計画ができたときには、陸羽東線の終点は舟形町だというふうな記述もあるようです。そんなこともあって、新庄が要望活動した結果、新庄まで延伸になったんだと、そういうふうな話のようであります。

ご存じのように舟形町、沿線距離にして約10キロぐらいですか。中に長沢、そして東長沢の２駅があるわけですけども、そんな話が住民の方は知っているかどうか分かりませんが、以前は紫山駅の増設を要望してはどうかという話が盛り上がった時期がありました。

しかしながら、最近では、先ほどお話ししましたように、全国にも知られた赤字区間を含む路線であります。ここ近年の状況を見ますと、新庄・最上間ですけども、平成26年に１日の乗客数490名でしたけれども、令和５年には222名ということで、まず半分というふうになっております。そんなことで、この収支といいますか、令和４年度ですと、収入が1,900万、支出には５億3,200万ということで、５億1,300万の赤字というふうな運営状況になっているようであります。

しかしながら、舟形町にも当然この住民の足として恩恵を与えてきたと同時に、これは10キロもある線路ですから、固定資産税等も舟形町にも入っているのかなというふうに思います。そんな意味で、多少なりとも恩恵があるのかなというふうに思うんですけども、その辺のことも含めまして、先ほど町長からありました、廃線になった場合あるいはこの自治体の負担を求める声が出てきたといったときには、かなりの負担額になるんじゃないかというふうに思います。その辺、町長の感触としてはどんな感じか、伺いたいと思います。

町長 まだこれから１月に行く予定というふうなことでありますので、ただ、最上町の町長さんのほうでは、単独でＪＲの本部長にお会いして要請をしてきたというふうなことでございました。その際についての負担割合というような上下分離の話はなかったような話しぶりでございましたが、そこを再開するに当たっても、先ほど２番議員さんでも話題になりましたその２次交通の話を多分されてこられたのかなというふうなことで、利用者拡大のためには２次交通が必要だよというふうなことを、多分本部長のほうから言われてきたというふうなこ

ともありまして、非常にそれを強調しておったように思います。ただ、負担割合等についてはまだ示されておりません。

現在、最上町さんが中心となりまして、新庄市が会長でございますので、新庄市をたきつけて要望活動を頻繁にやろうというふうなところでの意気込みはありましたので、町としてもそれには参加をさせていただくというふうなことで、先ほども申し上げましたが、先日、最上南部商工会の意見交換会があったときに、最上の町長さんは、南部商工会の会長さんに、しっかりみんなでやっていかないと駄目だというふうなことで強く申ししておりましたので、大蔵さんも「鉄道ないたって、おまえも一緒にせねば駄目だぞ」というふうなことで言うておりましたので、最上8市町村挙げて恐らく、さらには東西線というふうなこともありますので、庄内町までの沿線市町村長が要望するような形になるのかなというふうには思っております。

8番 ちなみに、先ほどの固定資産税関係についてはどのようなになっていますか。もし分かればお答えをお願いしたいんですが。

町長 間違っていたらあれなんです、多分、私、昔財政した頃に、鉄道用地については固定資産税、国有地であったんですが、それが民間に移行したときの段階でも、固定資産税の対象外というふうな記憶だけはちょっと持っているところでございます。

8番 私の調べでは、何かJRといえども、民間団体ですんで、固定資産税はあるはずだというふうな話でしたので、その辺は後でちょっと調べていただきたいというふうに思います。

そんなことで、先ほどから町長の話にもありますけれども、今、2年ほど前に、同じように被災をして復旧しているJRの米坂線のことを最近新聞に出ておりました。そのときのこのJRの話で、単独運営を前提とした復旧は難しいというふうな見解を示したと。その上で、まず復旧後の在り方ということに、在り方として、一つはJRの直営方式、今までどおりということになると思うんですが、もう一つが、この町長の話にあります上下分離方式での運営、また地域事業者、いわゆるこの第三セクターですね。第三セクターによる運営、そしてもう一つはバスへの転換と、こういうふうな4案を示したというようなことであります。さらに、県の企画創造部長さんの話として、鉄道としての復旧を第1目標としても、この上下分離や第三セクター運営などの可能性を検討していく必要があるというふうに述べたというふうな話で、この辺、本当にちょっと心配だなというふうに思っているんです。

ちなみに、この上下分離方式になった場合、新聞を見た方は分かると思うんですが、沿線自治体の負担額は年間で最大17億円かかるというふうな見通しのようであります。

この上下分離方式とは何ぞやというふうなことで、私ちょっとこう調べてみたら、列車の運行は鉄道の事業者が行う。下物といいますか、駅、線路、そういう鉄道施設については、土地も含めて自治体が管理をするというふうな内容のようであります。

こうした状況がある中で、先ほど町長から力強いというか、答弁いただいたんですけども、やはり沿線自治体がその負担に耐えられるのかなというふうな心配があるわけです。その辺をぜひ早めに近隣町村の首長さんたちと足並みを合わせるといふか、そういう行動を取っていただきたいというふうに思うわけです。町長、いかがですか。

町長 まず、要望に対する足並みはそろえていけるかというふうに思います。ただ、当然、負担割合というふうなところでいくと、新庄市の1駅というふうなところと、舟形の2駅、まして最上町でいくと、駅何ぼと言ったっけ。7つかな。負担割延長からいってもそういう状況でございますので、最上町さんの負担割合が多くなると思います。そうしたときに最上町さんが耐えられるかどうかという問題もございまして、今のところはしっかりと復旧してほしいという要望を、足並みをそろえていくというふうなことにだけ、まず前向きにいきたいというふうに思っております。

8番 今の最上町の管内の駅は7駅ですね。はい。

こんな経過の中で、年明けには陸羽東西線の利用推進協議会で要望書を提出するというような予定のようでありますけれども、今年の最上総合支所の事業の中に、鉄道沿線活性化プロジェクトというふうなものがあります。この事業主体は、今述べました東西線の利用推進協議会のようでありますけれども、もしこの災害がなければ、この利用拡大についての事業が展開されていたんだろうというふうに思うんです。

その中には、やはり今年、この陸東の110周年記念ということもありまして、一つは、昨日会議があったようなんですけれども、最上小国川の未来推進機構、この中の写真コンテストに鉄道特別賞というのが設けてあるようなんですけれども、そういったものの創設、あるいはこの県域を越えて宮城県の沿線地区との広域連携を上げていくと、そういうふうなプロジェクトを上げているようでありますけれども、まず、この災害がなかったとしてといふか、協議会のこういった会議実績といふか、こういうのはどのくらいあるんでしょうか。

町長 その点につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 鉄道沿線活性化利用促進協議会のこれは県内4地区、村山・最上・置賜・庄内のほうでワーキングチームが4つに分けられておりまして、最上地域に関しては、今八揶議員のご説明にあったように、東西線を中心とした沿線のほうでいろいろな利用の推進のイベントを計画しているものです。

まず、今年度につきましては、大きく地域づくり・まちづくりという部門と利用拡大という部門、この2つの部門に分けられておりました。一つが地域づくり・まちづくり部門では、真室川町、釜淵駅、及位駅の開業120周年記念事業でイベントを行うと。これは先日行われていたようです。あと、舟形駅周辺でのテントサウナイベント、これは昨年から始まったんで

すが、舟形駅、あとは赤倉のほうでテントサウナを使った駅周辺のにぎわいづくり、そういったものも主に行われております。

あと利用拡大につきましては、最上町さんのほうで町制70周年記念「最上町民号・風っこ号で行く松島への旅」を企画してみたり、あとは新庄から石巻・庄内の海鮮市への列車を運行してみたり、あとは最上・庄内観光連携推進事業ということでスタンプラリー、そういったものをして、駅周辺のまちづくりと利用拡大というところで事業がちょっと計画されていたものです。

そのような中で、7月の豪雨でやはり中止になったイベントも多数ございます。

以上です。

8番 今、課長からその活動の内容がありましたけれども、取組の視点の（2）に、短期的に利用拡大の視点で取り組むというふうな目標があります。ぜひこの時点では、この「短期的に利用拡大」の部分で「早期の復旧要望」というようなことに置き換えて、ぜひ活動頑張ってくださいというふうに思います。そんなことで、会合の折にはぜひ町長、そういった提案をお願いしたいなというふうに思っているところです。

次に、最後になりますけれども、町長の答弁の末尾に、町としても一日も早い復旧工事の着手、それから運転再開の必要性を感じてやるというふうにありました。それに期待をしているところですが、町長の答弁にもありましたこのりくとうサポーターズの共同代表であります最上町の大石さんという方とちょっとお会いをして話を聞いたところであります。

先ほどのこの署名活動を行いまして、8月の末からやっていたようなんですけれども、舟形町でも784名ほどの署名をいただきまして、全部で1万7,919というふうな名簿を携えて、このJR東日本の東北本部のほうに要望をしたということでありますけれども、そのときの感触として、復旧の見通しについては精査中と、その一点張りだったということで、何かどうもやる気がないみたいだと、そういうふうな感覚を持ってきたというふうな、ちょっとこうがっかりしたような感じでした。その代わりに今、代行バス、なかなかダイヤも合わなくてというふうな話をしたところですが、その代行バスのダイヤ改正についてはかなり前向きで、これはきっとバスに転換する方向を目指しているのかなと、そういう感じさえも受けたというふうな話を聞いてきたところであります。そういうことで、かえって早期復旧について不安を持ったというようなことであります。

そんなことで、ぜひこの町長からはリーダーシップを取っていただいて、連携を図って早期復旧に頑張ってくださいというふうに思うところであります。

ちょっと外れますけれども、今、同じ復旧でも運休しているわけです。その中で、舟形町の中でもいろいろな箇所先ほど言いましたようにこの災害があったわけですが、紫山地区の陸羽東線の踏切を越えたあたりですが、大雨のたびにこの冠水をする箇所がご

ざいます。その大きな原因が、ＪＲの陸羽東線を横断している樋管にあるというふうに思っています。ぜひその樋管の改修をお願いしたいということで再三言ってきたわけですが、こういったこの運休の期間を利用してそういったこの改修工事をやれば、かなり列車を止めたりとか、そういった心配もなくて、スムーズにできるんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういった要望はできないもんかなというふうに思いますけれども、ちょっと余談ですが、その辺の考えを伺いたいと思います。

町長 大石さんには私も先日お会いして、お話をさせていただいたところでした。大石さんの話によると、町長たちが行ったときには本部長に会えたというふうなところですが、大石さんたちについては、部長クラスというか、本部長には会えなかったというふうなところであって、そういったこともありまして、復旧のめどについての言及がなかったというふうな話でございました。

本当は一緒に署名を持っていけば、なお力強いものがあつたのかなというふうに思うんですが、いずれにしましても、町としましても最上町を中心に、新庄市が会長でございますので、一緒にやっていきたいというふうに思います。

線路の下の樋管の関係については、ＪＲさんのほうに聞いてみないというふうなところもありますので、まずはＪＲと協議をしてみることが最初かなというふうに思いますので、まずはその旨、箇所等の状況等をお話ししながら、工事のしやすい状況下の中でやったほうが私もいいとは思いますが、それが可能かどうかについて、ＪＲ当方と協議をしたいというふうに思います。

８番 その樋管の話については、災害の後にＪＲの職員の方というか、点検に来たときに、住民の方が直接それを何とかできないかと話をしたそうです。そのときの答えは、町のほうに言ってくれというふうな答えだったようなので、ちょっと今話題にしたところで、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

本当に陸羽東線の重要性については、東日本大震災のときには、まず日本海側から被災地のほうに物資輸送を担ったと。あるいは、我々にとっても、今、山形新幹線、冬になると時々止まってちょっと心もとない状況があります。そのときには、やはり首都圏行く鉄路といいますと、陸羽東線を使わないといけないというふうな状況にあるわけです。そんなことで、やはり舟形町にとってもこのライフラインの一つになるかなというふうに思っております。

我々はこの沿線住民、小さいときからやはり汽車の通過時間が時計代わりに暮らしてきたというような状況もありまして、やはり今、不通になっていますと、交通が不便だけでなく、何かこう時間が止まったような気持ちさえもしているところでもあります。やはりこの100年以上たちますと、一つの舟形町のやはり風景の一つになっているんじゃないかなというよ

うに思っているところもありますんで、ぜひ町長からは一肌脱いでいただいて、頑張ってくださいと期待をして、私の質問を終わります。

議長 以上をもって、八鍬 太議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時45分 散会

令和6年12月5日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和6年第4回舟形町議会定例会第2日目

令和6年12月5日（木）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会 計 管 理 者 沼 澤 伸 一	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	デジタルフースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住 民 税 務 課 長 豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志	主 任 沼 澤 靖 子
事 務 補 助 員 大 場 正 江	

議事日程

- 日程第 1 承認第12号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
- 日程第 2 承認第13号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 3 議案第62号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について

日程第 4 議案第 6 3 号 令和 6 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）
について

日程第 5 議案第 6 4 号 令和 6 年度舟形町水道水道事業特別会計補正予算（第 6 号）につ
いて

日程第 6 議案第 6 5 号 令和 6 年度舟形町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 承認第12号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第12号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

3番 歳出のほうです。16ページ、17ページの消防費になります。

補正額143万3,000円のところですけれども、17ページで防災事業、修繕料80万円、この内容について質問いたします。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました防災事業の修繕費になりますけれども、7月豪雨の際の復旧に際しまして、町で所有している小型ポンプによって、十二河原の清掃といいますか、水を出して流す作業をしました。その際に、やはり泥等、砂利等を巻き込みましてポンプの修繕が必要になったために、そちらの修繕、もう一つが、川端線に設置するポンプにつきましても、消防団のほうからちょっと不具合があったというようなことがありまして、こちら修繕で対応する予定でありましたが、業者に依頼して調査したところ、川端線のポンプについては大丈夫ということで、執行はやや少なくなりますけれども、予算を計上させていただいたところです。

以上です。

3番 1点目の消防ポンプについては了解しました。

あと、2点目の堀内川端線のポンプですけれども、内水が増えるたびにあのポンプを使うわけですけれども、そのポンプはスイッチポンプのかいやつ、200ミリですか。それで最上川に排出しているわけですけれども、そのポンプからの出口のホース、今現在黄色いホースで使っていますけれども、あれがどうも折れてしまったり、よじれてしまったりで、ポンプそのものの性能を生かし切れないというふうな、この間のときもありました。その辺の排水能力を高めるためのホースの改善も必要かなと思っています。その辺、何か対応策あれば、教えていただければと思います。

住民税務課長 ただいまご質問にありました堀内川端線からの排水のホースにつきまして、私のほうでも団のほうから要望を受けているところです。

やはり水を出すときに、堤防のところにこすれたり、排水によって少し暴れたりということがあるようで、改善してほしいという要望がありましたので、当初予算に向けて担当者とともに今、どういった内容がいいのかということを検討している途中であります。

以上です。

3番 すみません。やはりあのポンプの能力、目いっぱい排出するには、その辺の改善が必要だと思いますので、ホース、あるいはホースを乗せる今現在のはしごのようなものを使っていませうけれども、その設備は必ず使うものですので、ぜひポンプが十分発揮できるような設備にぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 答弁ありますか。

住民税務課長 現場の団とも十分調整しながら、検討していきたいと思います。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決いたします。承認第12号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第12号は原案のとおり承認されました。

日程第2 承認第13号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

議長 日程第2 承認第13号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第13号を採決いたします。承認第13号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第62号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について

議長 日程第3 議案第62号 令和6年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いいたします。質疑はございませんか。

1番 私のほうから、歳出の24、25ページ、第3款第2項4目の児童福祉施設費の中の学童保育所業務委託料123万ありますけれども、これはどこに委託するのでしょうか。

教育課長 ただいまの学童保育所業務委託料の委託先でございますけれども、舟形町の社会福祉協議会でございます。

以上です。

1番 分かりました。

昨日の一般質問の中で、町長は、社協については職員体制が2名ということで、新たな業務に取り組むというのは大変だというような、そういうニュアンスで話をされましたけれども、昨年度まで町の社会福祉協議会は3名体制であったわけですし、今年度2名体制ということで、それは当然だなというふうに思いますし、にもかかわらず、これまでの保育所の委託業務、あと子育て支援センターも入っているんじゃないかと思うんですが、そして加えて学童保育の業務を委託しているというようなことでありますけれども、本来は3名体制でやはりそういう委託を考えたんじゃないかというふうに思うんですが、委託の内容ですね、どういう内容を委託するのか、お願いします。

教育課長 ただいまのご質問なんですけれども、学童保育所の業務委託の内容についてご説明いたします。

現在、学童保育所のほうの支援員ということで、4名いらっしゃいます。その方の人件費、

給与等についてと、あとはいろいろ消耗品とか、その職員に係る消耗品等がございますので、そちらの消耗品も合わせて業務委託をしているというふうな状況でございます。

以上です。

1 番 業務内容は分かりました。

学童保育だけでなく、先ほど申しあげました保育所業務、それから子育て支援センター、そういうものをもう3施設の業務をいわゆる賃貸とか、給与関係とか、あと身分に関するそういう業務だとなれば、かなり業務量が多いんじゃないかというふうに思いますし、そうなれば、やはり専門に1人職員がかかるぐらいの業務量があるんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、町からも2,000万を超える年間予算を社会福祉協議会のほうに補助金として支出しているわけでありまして、本来の社協の業務といいますか、そういう面に支障がないのか。社協の通常の業務ですね、そういうものに対して支障はないのか、その辺をどのように考えているか、お尋ねしたいというふうに思います。

健康福祉課長 今までの業務に加えて、保育所等の委託については、平成30年ぐらいから加わっているかと思います。今年度から、支援センターと学童保育所のということで加わりました。人数的には多くはなっておるんですが、その間、通常の30年以前の社協業務について何か影響があるかということであれば、例年どおりの業務はこなしている状況でございます。

議長 ほかにございませんか。

3 番 歳入です。14ページになります。18款の1の3、災害復旧寄附金、補正額で76万円で合計で84万円というふうな寄附を頂いているようではございますけれども、この寄附を頂いている、寄附を頂いた先ですか、どの辺から寄附を頂いているのか、分かる範囲でいいんですけれども、教えていただければと思います。

総務課長 災害復旧費の寄附金76万円の内訳となりますけれども、まずは株式会社鈴木建築設計事務所様より50万の寄附を頂いております。それから、東日本建設業保証株式会社様から10万円、それから株式会社東北情報センター様から10万円、それから株式会社クリエイティブ21、コア学園を運営している会社ですけれども、そちらから5万円、そのほか個人から1万円という内訳となります。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

5 番 30ページ、31ページ、8款3目かな。8款土木費、一番下のやつですけれども、31ページ、急傾斜地対策事業費850万とありますけれども、この箇所はどこなのか、教えていただきたいと思います。

地域整備課長 急傾斜地崩壊対策事業の場所につきましては、内山地区になります。内山地区、はい、の橋、長沢の橋から県道上って行って500メートルぐらい行ったところの三叉路のどこ

ろの民家の裏ののり面斜面崩壊の対策工事ということで、起債事業が該当になりましたので、今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございせんか。

7番 ページが24ページの3款2項3目保育所費の中で、保育所設置事業1,087万5,000円、これ補正で計上しておりますけれども、当初からこういうふうな大きい金額分からなかったのかということと、なぜ今回こういうふうな補正を組んだのか、その原因についてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 この補正額については、内容については保育園の中の職員の人勧によるアップ分ということで、800万ほどでございます。残りについては、臨時保育士を雇った分ということで追加をしております。全て人件費ということで、当初予算にはその人勧アップ分というのは見込んでいませんでしたので、それは今回の一般職並びに会計年度任用職員同様に今回上げたという内容でございます。

議長 ほかにございせんか。

1番 24ページ、25ページの3款2項1目の児童福祉総務費の中の児童福祉総務事業、子どものための教育・保育給付費負担金131万1,000円とありますけれども、この内容をお願いいたします。

健康福祉課長 これについては広域入所ということで、町内に住所がある子供さん2人なんですけれども、その方が勤務の都合等で新庄の保育所に行くということで、その分の費用、園にかかる費用を負担するものでございます。

議長 ほかにございせんか。ほかにありませんか。

7番 ページが4ページ、5ページです。町債についてお聞きしたいと思います。

今回の災害に関して、復旧するということはこれはやむを得ないというふうなことは重々理解はするんですが、当初予算から見ると12億円弱、町債が増えております。やっとなここに来て公債費比率が改善の方向に来ているというふうな状況の中で、今後、この町債が12億円弱増えたことよっての今後の財政への影響、この辺について、町側の考えをお聞きしたいと思います。

総務課財政係長 まず今回、災害復旧事業債だけを見ると、補正後の限度額は12億円弱というふうになっております。ただ、こちらの計上が激甚災害に指定されたとはいえ、今、災害査定を行っている最中でして、補助率につまましてどの程度来るかがまだはっきりはしていないところなので、基本補助率ということで、補助率のかさ上げ分を見込まずに基本の補助率で積算をしているところです。そのため、かさ上げがなるのは確実ですので、その分まず起債額はこれからどんどん減額補正の方向に向いていくのかなというふうにまずは思っているところ

ろです。

また、一応今のこの12億弱ぐらいの段階での普通交付税での措置を試算してみたところ、おおよそこのうち9割ぐらいは普通交付税でしっかり今年度戻ってくるというふうなことになります。まして、実質公債費比率に影響は少なからずあるにしても、そこまで大きな影響ではないということで、財政運営に大きな支障はないというふうなことで考えているところです。

以上です。

7番 大変明確な回答をいただきまして、ほっとしているところであります。

昨日の一般質問の中で、小学校を、そして中学校移転、開校が令和13年というようなことを考えていくと、やはりこの学校に関する経費、これは確実に出てくるだろうというふうに思います。新庄市で新庄小学校・中学校の一貫校を計画しているようでありますけれども、その事業規模が70億円というふうなことを聞いております。そういったところで、舟形はそこまでならないにしても、30億、40億ぐらいはかかるのかなというふうに思います。

そういったことも含めていくと、やはり基金の積立ても順次進めていかないと、中学校の改築移転が、これについても非常に危惧されるわけであります。そういったことについての総合的な見解を、町長よりお願いをしたいと思います。

町長 当然、中学校の移転、改築というふうなことについては、前から話題がのっておりますので、公共施設等の基金を積み増ししてきている状況でありますので、それらに対応するべくというふうなことで、あとはやはりいかに文科省のほうから補助金をいただくというふうなこと、あとは有利な起債を使ってというふうなことで、財政的に大きな負担にならないようにというふうなことでは、町の財政計画上ではもう既に計画されておりますので、そのように準備を進めていきたいというふうに思っております。

議長 ほかにございませんか。

9番 それでは、32ページ、8款4項1目住宅管理費の需用費の434万円の修繕料、この中身について質問いたします。

地域整備課長 住宅管理事業の修繕費の中身についてなんですけれども、一番大きなところでは、エコキュートの更新であります。これが、ひだまり1、2のエコキュートが15年経過しまして故障が多発している状況でありまして、交換という形で計上させていただいております。現在3機交換しているところなんですけれども、さらに数機故障の可能性があるということで、予算計上しているところです。あとは、退居等に係るリフォーム等についての修繕料になっております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

6番 14ページ、15ページになります。8の1の2、教育寄附金、これ200万と非常に大きな金

額になっておりますけれども、内容をお伺いします。

教育課長 ただいまの教育寄附金200万円の内容についてご説明いたします。

こちらの寄附金につきましては、実はこれ、本人からの匿名での寄附というふうなことで、いただきたというふうな申出がございまして、詳細なところは申し上げることはできませんけれども、9月下旬に新庄市役所のほうに本人が来庁されまして、最上8市町村の子供たちのために役立ててほしいというふうなことで、本人が1,500万円ほど現金を新庄市役所のほうに持参をしましてご寄附されたものでございます。この1,500万円を最上8市町村で分けさせていただきまして、当町には200万円を頂いたものでございます。

この方につきましては、現役時代に1年間だけですけれども、新庄・最上地域に転勤でお越しになられたときに、新庄・最上地域の方々に大変お世話になったと。それから、その1年間が大変有意義な時間であったこと、そして大変思い出深い地であったというふうなことから、このたびご寄附をされたというふうなものでございます。

以上です。

6番 非常にありがたい寄附金だなと。今、内容をお聞きしまして、こういう方がまだまだ出てくればいいのかと思っておりますけれども、これは目的があって、教育関係でも様々な事業があるわけです。その中の目的があっての寄附ではないと。ただ、教育関係に使えばいいんだよというふうな寄附金ということではよろしいんですか。

教育課長 この方というか、その方の希望としては、最上地域8市町村の子供のために使っていただきたというふうなことで、教育寄附金というふうにさせていただいております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

1番 38ページから41ページの第11款の災害復旧費でありますけれども、7月25日の豪雨の発生に関連しての災害復旧費ということで、8月30日の臨時会において22億1,000万余りの補正予算をして、今回約10億円の補正をして、総額で32億1,000万ほどの補正予算になっている、大型予算になっているわけですが、単年度の町の当初予算の約60%ぐらいを占めているというような状況になっておりますが、令和7年度以降の予算編成において、影響をどのように町として考えているのか、また、これによって実質公債費比率は何%ぐらいを予測しているのか、お願いしたいと思います。

総務課財政係長 まず初めに、こちら大きな総額で当初予算への影響はというふうなところですが、当初予算については、これからいろいろ要求内容を見て精査しますが、まず今現段階では国庫補助金、それから起債を見て、この災害復旧費については予算を措置しているところであります。そのため、一般財源としてはあまり大きく出ていないというふうなところでなっております。ただ、先ほど説明したとおりですけれども、基本補助率で見て

いるので、起債が大きくなっているというふうなところがあります。それについては、今後動向を注視しながら補正のほう組ませていただいて、起債のほうも少しずつ固まっていこうというふうにあります。

なお、当初予算のときに必要となる一般財源については、普通交付税を超える分については、基本的には財政調整基金の取崩しというふうなことで対応せざるを得ないと思いますけれども、財政調整基金も現時点では取崩額が今年度2億2,000万ほどで、このままいけば6年度の残高見込みは4億6,000万程度というふうに今なっております。ただ、特別交付税についてもこれからはっきりして、もっと今の予算よりも大きく来ますので、もっと積立てをして、来年度の当初予算編成には備えたいというふうに考えております。

また、実質公債費比率につきましては今のところですが、7月に試算をしたときには、令和15年度の13.0%がピークというふうにしております。また、災害復旧事業債については、90%ほど普通交付税のほうで後年度しっかり元利償還金に対して戻ってくるというふうに試算をしておりますので、13.0%以上になることはあり得ますけれども、18.0%という起債の許可団体のラインにはいかないというふうに考えております。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

5番 14ページ、15ページ、17款1項19目元気・舟形ふるさとづくり応援基金3億,8900万何しかあるわけですが、これはふるさと納税からの基金の繰入れだと思えるんですが、間違いないでしょうか。

総務課財政係長 元気・舟形ふるさとづくり応援基金繰入金につきましては、ふるさと納税を前年度まで頂いたものを崩して使っているというふうなことでなっております。

5番 そうしますと、これは大変ありがたい、確かにふるさと納税いただいている町としては本当に感謝するしかないわけですが、今、結構、世の中では、このふるさと納税の見直し議論など、東京都の都知事がまた見直しに向けてということをメディアなどに発信しておりますけれども、その影響はないと思えないでしょうか、室長。

ふるさと応援推進室長 今のふるさと納税への影響というところですが、今の現段階で何かこう影響あるのかと言われると、ちょっとなかなか分からない状況ではございますけれども、今年度の寄附金額を見ますと、11月末現在で約4億4,500万円ほど寄附を頂いております、昨年度より若干増えているというような状況もありますので、ちょっと今後そういった規制であったり、ふるさと納税自体を総務省でどのように考えていくのかというののもちょっと注視しながら、状況を見極めていきたいというふうに思います。

5番 そこはちょっと注視していただきたいと思います。

ただもう一つ、あれ今年、米の値段ががんと上がりましたよね。すると、舟形町のふるさと

納税の返礼品の割合でいくと、主たるものは米ということになりますけれども、今後、返礼品の割合もありますし、その辺のところは大丈夫なんでしょうか。

ふるさと応援推進室長 ただいまの返礼品の米の価格というような部分かと思いますが、米の価格が上昇したことに伴いまして、やはり寄附金額の設定というのも上げております。そうしたことも要因の一つとして、先ほど申したように前年より若干増えているのかなあというふうに思っております。

米の価格が上がった影響というのも大きいですが、舟形町だけが上がったわけではなくて、全国的に米価のほう上がっておりますので、舟形町だけがちょっと影響を受けるということはなかなか考えづらいのではないかなというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

3番 36、37ページの教育費、10の2の2、小学校管理費です。

右側に工事請負費が499万減額になっております。これは当初予算が606万6,000円というふうな予算が計上されていたと思いますが、これの工事の内容、あるいは大幅に減額された内容について、教えていただければと思います。

教育課長 それでは、小学校管理事業の当初の工事請負費の内訳についてなんですけれども、当初、舟形小学校のプールの塗装を計画しておりました。こちらについては、発注する段階で再度工事内容を精査したところなんですけれども、塗装する前の素地調整の中で、既存の塗膜の撤去内容についてなんですけれども、当初は劣化部分のみの既存の塗膜内容を除去することで計画をしていたんですけれども、劣化部分だけの除去であると、数年後その部分から膨れとか剥離が発生しやすいというふうなことになります。数年後、長い目で見ると、長寿命化を図るためには全部の既存の塗膜を撤去したほうが、それから塗装したほうが良いというふうなことになります。また、塗料の価格の高騰、それから人件費の高騰もありまして、当初予算での施工は厳しくなりまして、工事内容を再度精査した上で、来年度に計画をして、来年度に施工していきたいというふうに考えて、今回減額をしたところでございます。以上です。

3番 今回は、今回といいますか、今年度は、当初予定していた工事内容を一旦中止して、全面剥離をして再度塗装する工事を来年度行うというふうな認識でよろしいですか。

教育課長 荒澤議員のおっしゃるとおりでございます。来年度、もう春から早急に工事をしまして、オープン前までに塗装工事は終了したいなというふうな計画で現在いるところでございます。

3番 分かりました。では、来年度からきれいなプールで、プール開きまでぜひ間に合わせていただければと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 令和6年度舟形町介護保険別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第4 議案第63号、令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第6号）について

議長 日程第5 議案第64号、令和6年度舟形町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 令和6年度舟形町下水道事業会計補正予算（第3号）について

議長 日程第6 議案第65号、令和6年度舟形町下水道会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 73ページの事項別明細書を見ますと、建設改良費で5,800万ほど補正をしております。主には災害復旧というふうな工事のようですけれども、主なこの工事の内容とか箇所をお願いしたいと思います。

地域整備課長 工事請負費の箇所、内容につきましてご説明します。

まず、1つ目の補正860万分につきましては、浄化センターの床排水ポンプ1基60万、あと曝気攪拌装置の更新が800万でございます。

続きまして、5,000万のほう、災害復旧費になりますが、こちらのほうの説明をいたします。

こちらのほうにつきましては、処理場放流管復旧ということで1億5,000万を総計で計上しております。さきの補正で1億で今回で5,000万という形になります。内容につきましては、8月30日の補正で1億しているところなんですけれども、9月21日から23日の大雨で増破しております。さらに、河床の低下が想定以上に低下しております。故障面積が増えたということで5,000万の補正を見込んでおります。場所の詳しいところについては、処理場の裏の富田頭首工の上流部、すぐ近くの上流部の位置にある放流管になります。

以上です。

8番 主には処理場を中心とした処理水の排水路ということであると思うんですが、あと普通の管路は特に異常はなかったんでしょうか。

地域整備課長 通常の管路につきましては、異常なしでございました。

議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時19分 散会

令和6年12月6日（金曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和6年第4回舟形町議会定例会第3日目

令和6年12月6日（金）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会 計 管 理 者 沼 澤 伸 一	総 務 課 財 政 係 長	仲 野 健 太
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 鍛 冶 紀 邦	デジタルフースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	ふるさと応援推進室長	野 尻 誠
健 康 福 祉 課 長 沼 澤 一 征	教 育 長	伊 藤 幸 一
住 民 税 務 課 長 豊 岡 将 志	教 育 課 長	森 英 利
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 広 志	主 任 沼 澤 靖 子
---------------------	-------------

議事日程

- 日程第1 議案第66号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第67号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第68号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第69号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

日程第 5 議案第 70 号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について

日程第 6 閉会中の所管事務調査報告

産業振興常任委員会

日程第 7 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第66号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第1 議案第66号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2番 この電子サービス数ですけれども、これは窓口と、コンビニ等も利用可能になるのでしょうか。窓口、電子申請、マイナンバーカードでしようけれども、それが窓口とコンビニのほう、両方使えるということによろしいのでしょうか。

住民税務課長 今回の改正については、オンラインによる申請を可能とするというふうになりまして、マイナンバーカードを活用して自宅とか、窓口に来なくてもスマホやパソコンで申請して受け取ることができるようになります。コンビニはコンビニでまた別になります。以上です。

2番 今までだと、例えば家族で、例えば家族の印鑑証明書を、印鑑カードを持ってくると取得できたんですけれども、今回、マイナンバーカードとなりますと、それを本人から預かって申請するような形になるんですね。

住民税務課長 このたびの条例改正に伴うものは、オンラインの申請を可能にするという部分でありますので、今回のオンラインでの申請は、印鑑登録者自らが行うものでありまして、家族のマイナンバーカードを持って申請するという想定はありませんけれども、家族が代理という場合には従来同様窓口に来ていただくという方法になります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方

はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第2 議案第67号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第3 議案第68号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

議長 日程第4 議案第69号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 今説明ありました、猿羽根山の実習館でしょうけれども、なかなか使われていないのかなというふうな印象なんですけれども、町のホームページのほうで、9月、10月の予約状況のような表がありました。その中には9月、もう既に終わってしまったことですが、9月が26営業日がありました。その中で、満室が3日、あとやや空きがありますよというふうなところが3日で、26営業日中6日の使用があったようです。10月に関しましても、同じような見方で27営業日に関しまして6日が使われているような予約表ですが、これに関しまして実績はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問につきまして、令和6年度の実績につきましては、まだちょっとこちらのほうでいただいていないというような状況でございますけれども、今年度につきましては、7月の豪雨で道路が寸断されて、繁忙期の夏休み期間ちょっと営業できなかったというところもありまして、その分、利用者は減少するのかなというふうに思っております。

昨年、令和5年の実績となりますけれども、コロナ禍前の令和元年度1,786人に対して1,347人で、元年度と比較しまして439人の減というような実績となっております。ただ、令和4年度の利用実績が830人というところで、前年と比較いたしまして517人の増となっている状況であります。

今後3年間、人口減少等厳しい状況ではありますけれども、できる限り誘客に努めていただきたいというふうに考えております。

3番 やはり仙台の高校生とか、あるいは町内の小学生とかも使っているようですけれども、ぜひやはりその辺の誘客とか、いろいろなイベントとかを企画していただいて、なるべくその施設を活用できるようにしていかなければ、ものは老朽化してしまっていくと思いますので、

その辺ぜひ積極的にイベントなり、誘客のほうを考えていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 答弁ありますか。

ふるさと応援推進室長 このたびの指定管理の申請と、あと選定委員会などでの話をお伺いしますと、今回の東北エコリサイクルネットワーク研究会さんのほうでは、宮城県への広告、それから今現在、宮城県のバス会社が何か高校生の合宿所を探しているというふうなところで、現在、いろいろと協議をしているところだという話をお伺いしております。町内、それから県内というのはもとより、やはり人口の多い宮城県というところも視野に営業されていくようでありました。あとは、デイキャンプというふうなところで、日帰りのキャンプになりますけれども、そういったこともできないか、検討していきたいというふうなお話もありました。

指定管理者とはちょっと話はずれるかもしれませんが、当町の地域おこし協力隊のほうも、今年度、猿羽根山の事業といたしまして、例えば座禅をしてそばを食べるとか、あとは藍染め体験をしてカレーを食べるというようなイベントなども企画して、猿羽根山のほうを盛り上げようというふうなところでしておりますので、そういった地域おこし協力隊との協力というか、連携というのものもあるといいのかなというふうには思っております。

以上です。

3番 やはりぜひ一般の方にもちょっと食いつくようなイベントなり、企画をぜひお願ひしたいと思います。

もう1点ですけれども、いち早く舟形町では雪冷房というふうな取組をした施設もあります。その雪冷房システム、今現在の状況、1点教えていただければなと思います。

ふるさと応援推進室長 雪冷房システムにつきましては、今現在、指定管理者のほうで雪詰めなども行っていておりまして、稼働も故障等もなく稼働している状況であります。

議長 ほかにございませんか。

2番 先ほどの答弁でありますけれども、地域おこし協力隊の方がいろいろなイベントを立ち上げて盛り上げているようであります。それとともに、地域協力隊が来年度であと残り1年という期間の中で、今後、最後の最終目的というか、最終的にいろいろなことをしていくのかなと思われまますけれども、地域協力隊の今後について、協力隊の方はできれば町に移住・定住したいという考えがあります。その上では、今、力を入れている猿羽根山、まず指定管理者はじめ、ほかの全体もちょっと視野に入れて、民俗資料館とかそういうところも活用できればなというふうな意見的にはありましたけれども、今後所管するほうとも相談しながらと思いますけれども、やはり地域協力隊がある程度もそうですけれども、やはりこう住めるよ

うな話合いというか、1年を送っていただければいいのかなと思いますので、もしそういう相談とかありましたら、前向きに相談に乗ってもらいたいと思います。

まちづくり課長 地域おこし協力隊からそういった定住、そういったことに向けて相談があった場合は、相談に乗っていきたいと思います。現在も定住に向けて相談に乗る体制はできておりますので、そういった体制も整えながら、相談があった場合は相談に乗っていききたいというふうに考えております。

2番 特殊な観光業の取得もされたようなので、やはりそれに見合ったような舟形町で活動できればいいのかなと思っています。

あとそれと、今回、猿羽根山実習館の上り口ののり面が崩落して、今期、冬は閉鎖するんでしょうけれども、雪冷房システム等々にかかるときの移動手段というか、もう今までの迂回ルート、もしくはその復興的なものはいつ頃の予定で考えられているのでしょうか。

地域強靱化対策室長 工事のほうにつきましては、現在査定中なのでありますが、自分たちの考え方であれば、今年冬に工事を実施して、来年からはそのところを通れるようにしたいというのがあるんですけども、こちらのほうは実際、工事の内容等で若干変わったりしますので、来年のいつとはちょっとなかなか言いづらいかなというのが現状であります。

以上です。

2番 なるべく早期に直せるようにお願いしたいと思います。

それからあと、今回、東北エコリサイクルネットワークさんですけども、やはりこの宮城のほうの方なので、やはり宮城の高校とか、そういう合宿ということはあるんですけども、やはり県内、地元の人で私も何度かクラブチームの中で使ったんですけども、やはり認知度がないというか、知らない方が結構多くて、その辺もやはり県内、学校でもいいし、部活動でもいいので、やっぱりそういうところの周知も必要で、かなりこうお得で泊まれてすごいすばらしい施設だなと私思っていますので、やはり宮城の方なので宮城に力を入れているかもしれませんけれども、やはり地元、もしくは最上地区、もしくは県内にももうちょっと周知が必要ではないのかなと思いますので、その点、今後対応があればよろしく願いしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 今のご質問の中で、宮城の事業者というところだったんですが、今回、山形市のほうの事業者というか、法人となっておりますので、まずそちらのほうをご理解いただければなというふうに思います。

それから、県内、地元への周知につきましては、選定委員会のプレゼンの際にも宮城への広告というところもありましたので、地元、県内にも周知していただけるように伝えていきたいなというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

8 番 ちょっと話戻しますけれども、この体験実習館、指定管理になってから10年以上たちます。その間、この東北エコリサイクル研究会のほうでずっと指定管理をしてきたわけですが、今回久しぶりにというか、2法人の応募があったということです、この応募審査といえますか、審査の内容等、いろいろこの基準とか、この審査対象があったというふうに思うんですが、その辺のところを少し詳しくお願いしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問で、審査項目はどういったものかというところかと思えますけれども、まず、町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第4条にございます選定基準というものがあるんですけれども、そちらを基に審査させていただいております。

詳細に今言いますと、項目的には、まず、施設設置目的と管理運営方針、それから施設の管理運営に係る経費の内容、収支計画の的確性及び実現の可能性、平等利用を図るための具体的手法と期待される効果、利用の増加を図るための具体的手法と期待される効果、サービスの向上を図るための具体的手法と期待される効果、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性、それから施設の維持管理の効率性、安定的な運営が可能となる人的能力、安定的な運営が可能となる経済的基礎という部分と、あとはプレゼンテーションのほうになりますけれども、説明の明確さ、取組姿勢、対応力といった項目で審査をさせていただいているところでございます。

8 番 以前、話ありましたように、ちょっと事業計画なり、収支計画の表といえますか、そういうものも提示をしてもらったような記憶がありますけれども、議会のほうにもそういう提示というか、できればお願いしたかったなというふうに思うんですが、いかがですか。

ふるさと応援推進室長 そちら、今のご質問の件については、この場でちょっと私のほうもはっきり申し上げられないんですけれども、その点数とかそういったところもというところだと思いますので、町のほうの情報公開の条例とか、そういったところもちょっと見まして、可能であれば提示させていただきたいというふうに思います。

8 番 できるのであれば、ぜひお願いしたいというふうに思います。

また、先ほどからこの実習館の運営方法というか、使用の実績等について質問あるわけですが、やはり今回この応募した方、今までは東北エコリサイクルということで、宮城県側が中心というか、そういう研究会というか、団体だったわけですが、今回地元というか、新庄市の法人の方も応募したようです。やはり先ほどからあるように、利用拡大を図っていくためには、ある程度地元の利用者を増やすということもやはり必要だなというふうに思うんです。そういう意味で、やはり今後は、指定管理者になった方にもそういったPRの方法というか、案内の方法をぜひ考えてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ふるさと応援推進室長 先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、県内、地元というところにつきましても、周知できるように伝えていきたいというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について

議長 日程第5 議案第70号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

ふるさと応援推進室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

2番 管理が行われる場所の（2）舟形町ふれあい広場でありますけれども、今現在クラブハウスとゲートボール場も利用しているのかとは思いますが、クラブハウス等が物置的なものになっているのかなと思いますけれども、ここの活用方法とか、どういうふうに今後考えていくのか、お願いします。

ふるさと応援推進室長 まず、ゲートボール場につきましては、7月25日の豪雨でのり面のほうが崩れておりまして、ちょっと今、利用は危険なためできない状況かなというふうに認識しております。

クラブハウスにつきましては、今、叶内議員さんがおっしゃられたように、物品等置く場所のような形になっておりますけれども、今後の活用方法につきましては、何かあそこの場所でのいいのかというのを町のほうで、振興公社というよりは、町のほうで検討していかないといけないかなというふうに思っております。

2番 一応3年間という指定管理でありますけれども、まず一つは、今後というか、中学校の移転がまず先々ですけれどもあったとした場合に、今現在中学校にあるテニスコート、あそこも民有地でありますけれども、先の話であります、今テニスコート自体がナイター設備も

なく、ちょっと荒れたような感じに見た目に思うんですけども、その管理状況というか、手入れというか、そういうことはしているんでしょうか。テニスコートの部分ですけども。

ふるさと応援推進室長 テニスコートについてでございますけれども、テニスコート、まず4面あるうち、一番西側のほうが若干沈んでいるような状況もございます。それから、7月の豪雨で温泉ののり面も崩れておるといふようなところで、まず使用、今現在はできない状態となっておりますけれども、管理につきましては、草刈り等は行っておりますし、砂などをまいたりというふうなところも行っております。

ただ、テニスコートとか、グラウンドもそうなんですけれども、そちらのほうの歳入につきましては、町に入る仕組みとなっております、本当のそういう草刈りであったり、そういった部分が振興公社というところでございます。ですので、今のテニスコートの状況を見まして、例えばもう少し砂を入れたほうがいいのか、そういったことになれば、町のほうで予算措置というものを考えていかないといけないというふうに思っております。

2番 その西側の面については、以前工事した際にちょっと傾いているんじゃないかと私、指摘をしていました。今回の豪雨でなったものとは思っていませんので、そこはいいんですけども、やはりあそこは人工芝ということで、やはり砂を入れるんですけども、やはり手入れ、ブラッシングとかそういうことをしないと、どんどんこうカビ的な感じで見た目が悪くなってくると思いますので、使用できないということであっても、やはり見た目の問題として、何か廃墟的な雰囲気的に見えますので、使われなくても、やはりその人工芝のやはり管理等はやはり少ししなければいけないのかなと思います。

あと今後の先、中学校の今後の部活の移動というか、なった場合の利用場所がそこになるのかなとちょっと想定しています。そういった場合には、ナイター施設もない中でのものもあります。今後、先の話ですけども、そういった多目的広場もそうですけれども、やはりしっかり使用できる状態に持って行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ふるさと応援推進室長 今のご意見のほうで、ナイター設備等というような話もございましたけれども、ナイター設備等、金額等もかなり多分高額になるというところもございますし、今後、町でどうするのかについては検討していくような形になるかと思います。

あと管理につきましては、できる限り、今叶内議員さんのほうから言われたような形で、ブラッシングなど定期的に、今まで以上にまめにというか、行っていただけるようお願いしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第6 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

奥山謙三産業振興常任委員会委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和6年11月19日 舟形町議会議長、斎藤好彦殿。産業振興常任委員会委員長、奥山謙三。

所管事務調査報告書。

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和6年11月19日(火)

2. 調査内容 令和6年度 所管各課の主要事業の進捗状況について

○まちづくり課

(1) 舟形町総合発展計画策定事業

① 4月1日に後期短期アクションプラン策定委員会を設置した。(委員20名)

② 策定課長等会議、策定委員会を各委員会とも2回開催し、素案の協議を行い
答申をする。

(2) 住民主体の地域づくり事業

① 地域運営組織の活動経過、設立支援状況報告

② 地域課題解決に対する支援状況報告

(3) 「次期各地区びじょん」作成事業

① 各地区で視察やワークショップを行いながら、地区の取組を検討中

② 翌年2月末をめどに「次期地区びじょん」をまとめ決定する。

(4) 公共交通事業(デマンド型乗合タクシー)

① 直近までの予約システム利用状況、利用者数の実績推移の報告を受けた。

○農業振興課

(1) 鳥獣被害対策事業

①今年度の農作物被害状況報告、②鳥獣被害防止総合対策交付金、③山形県鳥獣被害対策推進事業の活用状況の説明を受けた。

(2) 「産直まんさく」の運営状況

①オープンから5か月経過し来客数は1万6,826人、②売上実績2,092万1,000円、月平均418万4,000円(月目標420万円)、③売上げ増につなげるために、各種イベントの開催、キャッシュレス決済の導入、SNSを立ち上げ情報発信の強化等を実施した。

④施設改修、修繕工事については完了した。

3. 所感

(1) まちづくり課

①デマンド型乗合タクシーについては、買物等のための利便性向上が必要である。

(2) 農業振興課

①鳥獣被害対策実施隊員が減少する中、報酬を含め待遇の見直しが必要である。

②産直まんさくは、冬季間地元野菜等の減少が想定される中、会員各位の努力とさらなるイベントなどのPRを行い集客に努める必要がある。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第7 議員派遣の件

議長 日程第7 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたします。

町長 令和6年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月4日から3日間の日程で、承認が2件、一般会計及び特別会計補正予算が4件、条例の制定が3件、指定管理者の選定が2件、合計11件につきまして、満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、議員の皆さんと一緒に行政運営に努めてまいりたいと思います。

さて、朝晩の冷え込みが厳しくなってまいりました。議員各位におかれましては、来週の中
央要望など、師走に入り何かと慌ただしい時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意
いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申
し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間、どうもありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和6年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

午前10時55分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 叶 内 昌 樹

署 名 議 員 石 山 和 春